

○「障がい」の表記について

法律名、団体名等固有の名称を除き「障害」は「障がい」と、「害」を「がい」とひらがな表記します。

(例) 障がい者福祉センター、身体障がい者福祉センター など

○委員名の表記について

障がい当事者あるいはそのご家族である委員のプライバシーの保護の観点から、また、委員は団体等を代表としてご参加いただいていることから、発言者の名称には、団体名等を掲載します。

1. 開催日時 令和2年10月8日(木) 15:00~16:30

2. 開催場所 市役所4階 会議室S2~4

3. 出席団体名

和洋女子大学(会長)、浦安手をつなぐ親の会(副会長)

千葉商科大学、浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ、浦安市聴覚障害者協会、社会福祉法人なゆた

社会福祉法人敬心福祉会、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも、社会福祉法人サンワーク

NPO法人千楽、社会福祉法人佑啓会、介護給付費等の支給に関する審査会

株式会社オリエンタルランド、浦安市社会福祉協議会、千葉県立市川特別支援学校、こども発達センター

4. 議題

(1) 部会活動報告について

(2) 地域生活支援拠点運営要領案について

5. 資料

議題(1) 資料 部会活動報告

議題(2) 資料1 浦安市の地域生活支援拠点における各機能まとめ

議題(2) 資料2 浦安市地域生活支援拠点運営要領(案)

議題(2) 資料3 市民向けパンフレット(地域生活支援拠点について)

議題(2) 当日資料 東野パティオ(東野地区複合福祉施設)紹介資料

## 6. 議事

事務局：ただいまより、浦安市自立支援協議会を開催します。

協議会を開催する前に、進め方について確認させていただきます。

自立支援協議会及び部会は、会議を公開し、議事録もホームページで公開いたします。特に個人情報に係る発言等につきましては、充分なご配慮をお願いいたします。

なお、議事録には、発言者が所属する団体名を記載いたしますので、ご了承のほどよろしくをお願いいたします。

また、ご発言の際にお願いしたいことがございます。当協議会におきましては、聴覚障がいのある方、視覚障がいのある方が委員として参加されております。ご発言の際は、ゆっくりお話しくださるよう、お願いいたします。進行が速いようでしたら、恐れ入りますが、手話通訳の方より挙手をお願いいたします。

また、議事の記録及び会議を円滑に進めるためにも、ご発言の際は挙手いただき、会長の「〇〇委員、お願いします」の発言の後に団体名と氏名を述べていただき、その後、発言をお願いいたします。

それでは、今後の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

会長：皆さん、前の策定委員会から引き続きの方は、本当にご苦労さまです。少し開催が遅れてしまって、申し訳ございません。始めたいと思います。

冒頭、先ほどの策定委員会をやって思ったことがあって、忘れないうちに言うておこうと思ったんですが、今から部会活動報告等を始めていくわけですが、協議会の意見を聞きながら、計画って策定しないといけないので、本来であれば、策定年度の前年度に関しては、部会というのを結構計画策定の意見出したいなところに注力していったほうがいいのかなど。部会活動の中でも、事務局からの説明はしているんですが、ここについてどう分析して、どういうふうに具体的方策を盛り込むかというようなことを部会ではやってないわけですね。なので、そこら辺も次回以降、少し考えていってもいいのかなと思いながら、聞いておりました。事務局の検討をよろしく申し上げます。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

本日の議事は2件。まずは議題1部会活動報告について。地域生活支援部会の報告からお願いします。

報告については、何についてどのような議論があったのか、その結果、どのような結論に至ったのか、継続審議で単なる報告なのか、意見が聞きたいのかといったことを明確にご報告いただければと思います。

では、よろしく申し上げます。

社会福祉法人敬心福祉会：地域生活支援部会の報告をさせていただきます。サブリーダーの社会福祉法人敬心福祉会です。

令和2年度第1回地域生活支援部会が9月3日金曜日に行われました。ほかの部会より遅れて第1回が始まったこととなります。今回、全部で5つの議題がありましたが、全て審議は終了して、この本会への報告事項という形になります。

まず議題1、第1回・第2回自立支援協議会の協議内容の報告ですが、既にほかの部会で行って、ここで報告されたものと全く同様のものになります。協議会の議事について、事務局より報告をしました。部会委員であれば、非公開の作業部会であっても他の部会を傍聴することは可能と運用を見直したこと。部会の議事要旨については、リーダー、サブリーダーも含め、出席委員全員で確認する運用に変更になった旨を説明していただいています。特に質疑等はありませんでした。

議題2、令和元年度地域生活支援部会の振り返り及び令和2年度の議題について、前回より使っている議論経過表というのを部会で使っていて、毎回議論したことについて表にまとめているんですが、それを皆さんに見ていただきながら振り返りをし、令和2年度はこの1回を終えるとあと2回しかないということで、その2回について、議題で取り上げたい議題ということで意見を集めました。

以下、主な意見ですが、まず、昨年度作成した浦安はたらく場福祉マップ、これの検証について、ぜひ行うべきではないかという意見がありました。昨年、100部を作成し、そのうちの80部を相談支援事業所を初め、作成してくれた事業所やもちろん市等にも配布をして、ホームページでも見られるようにしています。取りあえずまずは作る、そこから改善していこうという目的で、スピードを持って作成したもので、今後、改善点とか、どのように使用されているか検証していこうということになりました。

次に、東野パティオや発達障がい者等地域活動支援センターの紹介についてということで、今月末に見学会が開かれるようですが、この時点で、コロナの関係でこういう見学会が開かれるかどうか分からなかった部分があるので、できるのであれば、ぜひ見たいし、見るのが直接行ってできないのであれば、動画等を活用して、見るができないかといった意見が出ました。また、発達障がい者等地域活動センターミッテが今まではあまりなかった取組なので、ここについてはぜひ事業者から直接、取組の紹介をしていただきたいという話が出ました。

それから、コロナ禍における就労支援についてということで、現在、社会経済の問題とか、雇用状況が悪化している中で、福祉的就労の事業者のニーズというのはいろいろ出てくるのではないかとということで、先ほどのはたらく場福祉マップもそうですが、空き状況をよりの確に把握して、ニーズの変化に対応していくことが必要なのではないかといった意見が出ました。

それから、就労継続支援B型事業所の在り方について、コロナにも関わるのですが、今、就Bの利用者の高齢化が進んでいて、例えば、利用の仕方を見ても、今までと同じように利用ができなくなる方が多くなるのではないかと。もしくは、精神障がいの方で、B型事業所を利用する方が、丸1日利用することを前提にするのは難しく、短時間の利用も可能にするとか、様々な方、状況に対応できるような事業所の在り方というのも考えていってもいいのではないかとという話が出ました。

それから、地域づくりを促進する仕組みについて、浦安は市外からの転居も多いということで、地縁が続くような地域づくりの仕組みを考えていってもいいのではないかとという意見が出ました。

この中から今後できるところをピックアップして、話し合いを続けていきたいと思っています。

議題3、障がい者福祉計画の策定と障がい福祉に関するアンケート調査結果について、事務局より報

告していただきました。そこで出た意見として、一つは、資料の中にあった浦安市総合計画の位置づけの図で、様々な計画があって、計画の関係性を記した矢印があったのですが、その書き方についての質問が出ました。

それから、利用可能なグループホームなど社会資源の効果的な情報発信について、グループホームや暮らしの場のアンケート結果を見て、グループホームとか住まいの場、障がい者が住むことに適した社会資源の情報発信が十分ではなくて、もっと情報発信して、啓発することによって、アンケート結果もまだまだ変わってくるのではないかと。今のアンケート結果を見ると、まだまだ知られていないのではないかというご意見が出ました。

次に、議題4 東野地区複合福祉施設の整備状況と地域生活支援拠点について。東野パティオの整備状況と、地域生活支援拠点の運営案等について説明をしていただきました。ここで出た意見として、グループホーム運営の困難さなど、地域生活支援拠点を面的に広げるに当たっての地域課題ということで、一つ出たのが、このコロナ禍で、グループホームを運営している事業者が、昼間に利用者が外出できなくて、昼も支援をして、24時間体制をしていたけれども、そこに対するお金が発生しないという問題があって、結構経営的にも苦労されたということで、支援が行き届かない状況では、グループホームを開設して運営するということに足踏みしてしまって、先に進まないのではないかという話が出ました。

それから、コロナ禍で出勤日が減少している一般就労障がい者に対する相談機能や地域生活支援拠点でできる支援についてということで、一般就労している方が、コロナの関係で職場から待機を命ぜられた状況で、就労しているので、福祉事業所も使えない状況で、その人に対してどんな支援ができるかという話が出ました。そこでは、基本的には相談支援事業所もしくは地域生活支援拠点にある地域活動支援センター等が利用できるのではないかというお答えもありました。

最後に、議題5 その他、前回の部会で委員より、同行援護従事者の資格要件について質問があったので、事務局から資料を配付して、お答えをしていただいています。これについては、特に質疑はありませんでした。

以上になります。

会長：ありがとうございました。

ただいまの説明についてのご意見、ご質問、あればお願いします。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも、お願いします。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：意見ではなく、感謝のコメントですが、浦安はたらく場福祉マップは、コロナ禍においての働きたい、働く訓練をしたいと思う障がいのある方たちの事業所選びのときに私は非常に活用させていただきました。実際、事業所見学がなかなか難しい状況でしたが、お写真だとか、授産製品の内容だとか、ガイドブックより詳しく書いてあったので、ご家族も手に取って見やすく、サービス調整に非常に活用させていただきましたので、ありがとうございました。

会長：私も今、ホームページで確認させていただきました。非常に分かりやすい。成果物ができたって、本当にいいことですよね。また、ブラッシュアップされていくということですので、期待しております。あ

りがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。

すみません、私が聞き逃していたのかもしれないですが、非常に重要な点で、地域生活支援拠点を面的に広げるに当たっての地域課題というのが、グループホーム運営の困難さなどと一つ事例が挙がっていますが、ほかにどんな困難さ、地域課題というのがあると出たか教えてください。

社会福祉法人敬心福祉会：すみません、実際に挙げたのは、具体的に挙げたのはその一つですが、ただ、現状で、地域の中で重度の方の入れるグループホームがなかった状況なので、それも含めて、余計に今の状況では課題解決には程遠いのではないかという話でした。

会長：通所とか、ほかのサービス体系、類型に関しては何か。そこはもう問題なさそうな感じですか。

社会福祉法人敬心福祉会：すみません。通所等については、少なくとも特にその場での議論にはならなかった。ないとは言えないですが、今のところは出ていませんでした。

会長：この議題、ものすごく重要な議題で、拠点を面的に広げなきゃいけないですよ、これから。その課題、ボトルネックになっているものがあるとしたら何なのか。解決を図るために、どうしたらいいのか。地域生活支援部会の最も重要な議題になるのかなと思いつながりながら聞いておりました。引き続きよろしく願います。

そのほかございますか。

よろしいですか。社会福祉法人佑啓会よろしいですか。

社会福祉法人佑啓会：はい。

会長：あれば挙手をお願いしますね。

続けてよろしいですか。議題2、長いかもしれませんが、地域生活支援拠点についてということで、事務局より説明をお願いします。

事務局：説明の前に、お手元の当日資料、東野パティオの紹介資料ということで、初めに目の前のスライドとあわせてご確認いただければと思います。

こちらが東野パティオの外観、通所棟と居住棟の図になっております。星の印の場所から撮影して、右手が総合福祉センター、こちらが通所棟になっております。

居住棟は3階建ての施設で、同じようになっています。ここはバス乗り場になっています。

通所棟ですが、1階から4階までいろいろな施設、身体障がい者福祉センターからソーシャルサポートセンターまで、入っております。居住棟ですが、こちらは3階建ての施設となっております。

少しずつ見ていきたいと思っております。1階です。1階は、身体障がい者福祉センターと地域福祉センター、福祉団体の活動の場所ということで、会議室等を備えております。ホール入りますと、座れるところ、2階もラウンジということで、少し座れる場所があつたりします。

身体障がい者福祉センターです。こちらは、身体障がいのある方の日中活動の場ということで、地域活動支援センターと生活介護、自立訓練（機能訓練）を提供しております。定員は35人ということで、こちらは機能訓練の部屋の写真となっております。

地域福祉センターは、会議室1、2です。ともに標準の利用人数が36人で、つなげて、仕切りを取れば72人まで使えますが、今、コロナ禍ということもありまして、会議室は半分の利用ということで制限しております。

2階です。2階は、ふる里学舎浦安デイセンターと地域福祉センター会議室の3から5という形になっております。ふる里学舎は、障がいのある方に生活介護、就労継続支援B型、日中一時支援事業を行っております。図面でこちらが作業訓練室。また、右下にはパン工房ということで、こちらで作っているパンは、市役所の10階の売店でも売っております。こちらが会議室ですが、会議室3、4については、合計99人まで入れるということで、一体的に収容が可能な会議室になっております。また、対面式の会議室5もあり、このフロアでは会議室は3つ備えております。

続きまして、3階にいきます。3階は、発達障がい者等地域活動支援センターミッテ、また、地域福祉センターということで、会議室等の機能があります。こちらがミッテです。ミッテでは、発達障がいのある方を対象に日中活動の場ということで、訓練とか、また、ふらっと来られるような憩いのスペース。活動プログラムをすることもできるフリースペースとなっております。定員が20人で、ミッテとはドイツ語で中心を意味するというようになっております。

3階にあります会議室です。特徴的なところで会議室6が防音になっています。また会議室7が肘かけ椅子、円卓の大机が入っています。会議室6が12名、会議室7が最大10名ということになっております。また、調理実習室、多目的スペースということで、調理台4台を備えたスペースがございます。

こちらは、調理室の動画です。

続いて、4階にいきます。4階は、ソーシャルサポートセンターと地域福祉センターの会議室になっております。

ソーシャルサポートセンターでは、精神障がいのある方を対象に日中活動の場ということで、地域活動支援センターを提供しております。お部屋の簡単な紹介ですが、ふらっと来られる憩いの部屋、少し横になれる畳コーナー。あとは、厨房等を備えております。

地域福祉センターは、会議室8ということで和室。また、会議室9は口の字型での会議室、こちらにはヒアリンググループといいまして、難聴者の方等の聞こえの支援をする設備を備えております。会議室10も、30人の口の字型となっております。和室は、実際にこんな感じということで、動画を流しております。

続いて、居住棟の紹介をさせていただきます。

居住棟は入口が2か所になっておりまして、障がい者グループホーム、短期入所の入口と、子育て短期支援事業、放課後等デイサービスの入口という形になっております。

1階は子育て短期支援事業、放課後等デイサービス。また、障がい者グループホーム、短期入所のお風呂場、食堂があつたりします。

子育て短期支援事業ですが、児童に対して短期入所生活支援事業、休日養護事業、夜間養護事業ということで、緊急時に子どもを預かる事業等を10人を定員として行うことになっております。こちらの和

室は、二間続けて使うことができる形になっております。

続いて、放課後等デイサービスの機能ですが、学齢期の障がいのある児童に放課後等デイサービスを定員10名として提供します。プレイルーム、スタッフ室。また、子どもが使えるような洗面所、トイレという形になっております。

居住棟の2階、3階はほとんど間取りが一緒なので、一緒に載せさせていただいております。障がいのある方にグループホーム、短期入所を提供するというので、定員24名。グループホーム19床、短期入所5床という形になっております。リビングダイニングで区切りになっておりまして、A、B、C、Dという形になっております。こちらは居室の3階、エレベーターを降りて右手、入口になります。また、廊下があってリビングダイニング、共同キッチンという形になっております。

居室についてですが、角にトイレ付きの部屋。また、普通の部屋。居室のトイレはこのようになっております。あとは、各階に共同で使う浴室となっております。

2階の動画を撮ってきましたので、ご覧いただければと思います。入口を入りますと、左手が指導員さんの部屋となっております。こちらがキッチン、リビングダイニングですね。こちら、代表的な居室の形になります。まだ何もないので、がらんとしております。奥が、トイレがついている部屋となっております。ほかの部屋よりも少し広めのつくりとなっております。こちら、居室のトイレとなっております。こちらが洗面所、お風呂場、洗濯物を干す場所ですね。あと、こちらが、洗濯機等が設置される部屋となっております。

1階には、共同の食堂、共同浴室もあつたりします。お風呂場のところだけ見てもらえればと思います。脱衣所になります。時間の関係上、以上で東野パティオのご紹介とさせていただきます。

続いて、拠点の運営要領案について説明します。

事務局：資料として、浦安市の地域生活支援拠点における各機能まとめ、それから、地域生活支援拠点運営要領（案）。それから、3つ目として、浦安市における地域生活支援拠点事業についてということで、市民向けパンフレットという形に記載してございます。この3つをご覧いただければと思います。

既に資料1、各機能まとめと運営要領案については前回の協議会本会でもご確認いただいて、委員の皆様よりご意見を頂戴しました。その中で、コーディネーターの定義が少し分かりづらいというご指摘、ご意見を頂戴しました。あと、もともとあつた運営要領案が、事業者向けだろうけれども、実際には、市民向けのパンフレットのようなものもあつたほうがよりいいのではないかといった、ご意見を頂戴しました。このあたりをまとめて、会長にも事前にご意見を頂戴して作り上げたものがこちらになります。

まず、資料1各機能のまとめですが、変わっているところには下線を引いてありますが、右側、コーディネーターの部分になります。コーディネーターの役割について備考のところには記していますが、資料2の運営要領案と併せて見ていただければと思います。運営要領案の4ページの下の部分に、コーディネーターの役割ということで定義づけをさせていただきました。

まず、コーディネーターといっても2つ種類、役割があるというところで記載しています。一つは緊急時の支援に当たるコーディネーター。こちらは、いわゆる緊急事態、介護者の急病や、障がいをお持ち

ちの方の状態変化等により、自宅、居宅での生活が困難と認められるとき。こういった緊急事態の発生時に、必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行うコーディネーターのことをいいます。もう一つは、拠点の機能の5つ目に地域の体制づくりというのがあります。こちらの地域の体制づくりを担うコーディネーターという、もう一つのコーディネーターの役割を書いています。こちらは、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保。先ほどもございましたが、面的な機能をどう広げていくか。地域の様々な社会資源、いろいろな専門分野の方々はどう参画していただいて、輪に入っていくか。輪を広げていくかといったところの、地域の社会資源の連携体制の構築、このコーディネートの役割を担うというこの2つのコーディネーターの役割を、この要領の中にも記載しています。

運営要領については、前回のご意見も踏まえて、事業者向けという形で内容を整理しました。変更点については、今説明した4ページの下のところコーディネーターの役割を載せておりますが、ほかには変更点として、8ページ、真ん中のところに下線を引いていますが、まず、緊急時の駆けつけというところで、基本的には障がいの種別や年齢については、初動の時点においては制限をかけませんが、例えば、下線に書いてある65歳以上の方で、何らかの障がいをお持ちの方からSOSがあった場合。65歳以上という、基本的には介護保険の対象になる方ということで、高齢者部門の地域包括支援センターが総合相談窓口になりますが、緊急の要請を受けた時点でどこにもつながっていない場合、いわゆるたらい回しにすることはなく、初動としては動きます。ただ、それ以降の継続した支援については、地域包括支援センターへの情報提供を行って、SOSが入るということは、何らかの支援が必要だろうというところで、地域包括支援センターを中心として、どのような支援体制を構築していくかを考えていただくという形で考えています。

それから、13ページ。こちらは、地域生活支援拠点における面的な機能。事業所として参画するメリットについて記載しています。拠点の面的機能として協力、連携を図る場合のプラスのところについても訴求していこうと考えて記載しているんですが、前回と大きく変わるところではありませんが、改めての説明になりますが、拠点の機能を担うというところには、市のホームページでも公表していきます。それから、計画相談、短期入所、生活介護のこの3つの事業所については、国のほうで緊急対応した場合の加算の請求ができる仕組みを作っていますので、この請求が可能になるというところと、市が独自で持っている補助金についても、補助金を受け取るときには拠点の事業所としてぜひ参画をというところの条件づけをしていますというところを記載しています。

今回新たな資料ということで、資料3市民向けパンフレットを改めてつくりました。もともと運営要領案しかなくて、誰に向けてのものが若干分かりづらいというご意見も頂戴しましたので、運営要領については事業者向け、それから、一般の市民向け、市役所であるとか、いろんなところに設置して、拠点事業って何なのというところをかみ砕いて分かりやすく説明するパンフレットも作成してみました。

実はいろんな自治体のパンフレットや、リーフレットを参考に、大分そぎ落としたつもりではおりますが、必要な部分、ぜひ拠点事業が始まるに当たって、ここは載せておきたいというところを盛り込ん



で、かなり細かくなってしまったところです。基本的には左から右に流れるような形で、拠点事業の機能についてうたっています。あとは、真ん中の辺りにイメージ、右側に緊急時の受入れ・対応がどういった機能で、誰を対象としているのか。あと、緊急時の支援体制のフローのイメージ図を、矢印、イラスト等を入れて作成しました。最後に、前から説明していたように、この拠点事業というのは地域課題に即しているか、常時、始まった後も検証して、足りない社会資源がないかという問題意識を持って取り組まなければいけないということで、始まって、それで終わりということではなくて、機能の充実、発展を図るということで、自立支援協議会等において報告等を進めて、よりブラッシュアップしていく必要があるということも、右下のほうに記載しています。

簡単ですが、説明は以上になります。

会長：ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明についてご意見、ご質問ございましたらお願いします。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともお願いします。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：頂戴した資料、議題2（1）浦安市の地域生活支援拠点における各機能のまとめのところ、やはり気になりますのがコーディネーターというところですが、これは基幹相談支援センター、委託相談支援事業者の方、計画相談を担う地域の相談支援専門員の皆さん、地域定着支援をやる事業者さん、みんなと輪になってコーディネート機能を発揮するというイメージなんでしょうか。それとも、基幹相談支援センターが中心となって、これから委託相談、相談事業者等々の皆さんとコーディネート機能を構築していくというイメージなのか。地域の体制づくりのコーディネーターとしてのコーディネーターなのか、どう役割分担とかと捉えていけばいいのかなというのでご質問させていただきます。

会長：コーディネーターについては今後検討の部分も多々あるかと思いますが、今お答えできる範囲でありますか。

事務局：会長おっしゃられたとおり、コーディネーターについては、より今後詰めていかなければいけないところもあるかとは思いますが、地域の体制づくりというところのコーディネーターについては、各機能のまとめの一番下の5項目にも書いてあるとおりです。分かりやすいのは、運営要領案の5ページ目に、浦安市が目指す拠点のイメージという、今までも何回か見ていただいている図がありまして、このいわゆる相談におけるコーディネーターというのは、まず基幹相談支援センターが大きく担っていくところだとは思いますが。

ただ、今、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともがおっしゃるとおり、今後、例えば様々な相談支援事業所さんも含めて、どのような形でコーディネーターというのをひもづけていくのかというのは、課題であるかなと考えているところです。

以上です。

会長：ありがとうございます。

地域づくりのコーディネートということなので、多分もう結構地域福祉分野もひっくるめてみたいいな

ところになってくるので、おっしゃるように、様々なところと手を結びながら、地域どうつくっていきましようかというところにまで、多分。たしか包括的相談支援体制のところあったと思うんですが、あぁいったところとも絡みながら、もう地域全体ですよ。そこをどうつくっていくかというところの、一応旗振り役をひとつ基幹相談支援センター、振ってくださいと。具体的などどうするかというところは、まだこれから詰めるにしても、概要としてはそういうふうな理解でよろしいですかね。

なので、そういうつもりで、ぜひいていただいて。むしろ提案いただいて、よろしくをお願いします。

もう枠を超えてみたいイメージでいいんですか。障がいだけじゃなくて。

事務局：はい。

会長：よろしくをお願いします。

そのほか、ご意見ございますか。

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ、お願いします。

浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ：今、こういう発言をしていいのかなどうか。タイミング、早過ぎるといふなら、やめようと思うんですが、時間もたっちゃって、発言する機会がないといけないので、発言します。

私ども、実は8月から4回利用しているんですね、東野パティオの会議室を。8月に1回、9月に2回、10月に1回。それで、非常にいい施設になったということはあるんですが、はっきり言って非常に使いづらい点があると。それは、今まで総合福祉センターを使っていたときは、社会福祉協議会が窓口で全部一括してできたんですが、新しい施設では、市役所の社会福祉課が許可を出して、それが現地の管理会社のほうにファクスか何かで行って、その許可を出した許可証を利用者に送る、トパーズクラブのボランティアなり、あるいはヘルパーさんのところ送ってもらって。目が見えないですから、しようがないんですけれども、その人が会議のある日に朝来て、それを提出して入れると、そういう格好になるんで、これはどうなのかなという。

今、政府が脱ハンコとかデジタル化とか、ものすごい合理化を進めようとしているときなので、全体的に利用者向けの、使いやすいように、はっきり言えばカスタマーオリエンテッドの中身に変えていかなきゃいけないんじゃないかと。今のままだと非常に使いづらくて、無駄が多いような気がすると。せっかくだいいいものをつくったんでね。今すぐやれということじゃないけれども、1回絶対やっておかなきゃいけない議論だと思います。

以上です。

会長：使い勝手のよさについては、本当にやっていかなきゃいけないことですね。ぜひよろしくお願いします。

何かありますか。大丈夫ですか。

お願いします。

事務局：今、浦安市視覚障害者の会トパーズクラブからお話のありました件ですが、利用団体の意見をお聞きしながら、地域福祉センターのことになりますので、今お話のありました社会福祉課を挟んでのお話になります。そんなこと言ってないで、障がい事業課におっしゃっていただければ、こういう話がある

よということで、改善に向けて我々のほうも調整をしていきたいと思っておりますので、またお話をお聞かせいただければと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

会長：ぜひここはよろしくお願いいたしますと思います。

そのほかございますでしょうか。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも、お願いします。

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも：この地域生活支援拠点についての事業所説明会は行いますか。

運営要領を皆さんに配布して、関わってくださいという事業所説明会は行う予定でいらっしゃいますでしょうか。

会長：お願いします。

事務局：ありがとうございます。コロナの関係はありますが、いろんな市内の事業所に参画していただくということでは、やはりきちっと説明をしていかなければいけないと考えています。こちらの運営要領等を、庁内の事務処理が終わりましたら、早めに一度皆さんお集まりいただいた中で、こういった考えがあります。特に、市の公設事業所であるとか指定管理事業所、委託事業所については、もう速やかにというところがございますので、近日中のうちに一度ご案内をさせていただきたいと思っておりますので、その際はどうぞよろしくお願いいたしますと思います。

会長：私も時間があればぜひ参加したいと思っておりますので、お声がけいただければと思います。よろしくお願いいたします。

そのほかございますか。

どうぞ。

事務局：ご連絡ですが、既にご案内等、ご存じの方もいらっしゃるんですが、東野地区複合福祉施設について一般の市民向けの内覧会を予定しております。コロナの関係で非常に工程がタイトで、検査等の引渡しの時期が非常に押してしましまして、日が限られてしまったんですが、今月、10月31日。フルオープンする前日ですが、土曜日の午前10時から12時ということで、既に市のホームページには月曜日から載せておりまして、広報にも10月15日号で載せる予定です。こちらについては、10月31日土曜日の10時から12時の間に、特に事前の申込みは不要ですので、ご自由に来て、見学していただくという形で考えております。土曜日のこの1日の限られた時間というところで大変申し訳ないですが、ぜひお時間ありましたら足を運んでいただければと思います。

また、併せて、どうしてもコロナの関係で現場を見るということが難しいということもあり、動画の作成のお話もしておりましたが、今、準備をしているところです。次回の11月末の自立支援協議会ではお見せできればということで作成を進めております。以上です。

会長：浦安市聴覚障害者協会、お願いします。

浦安市聴覚障害者協会：見学会ですが、見学は1棟だけでしょうか。2棟、居住棟と通所棟、両方できますでしょうか。

事務局：通所棟、居住棟を含めた敷地内を全てご見学できる形で用意しております。

浦安市聴覚障害者協会：はい、分かりました。

会長：ありがとうございました。

そのほか、ご意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

前回は過ぎてしまったので、今回は少し早めに終われればと思います。

それでは、本日の議題は以上になります。

最後に、事務局から連絡があればどうぞ。

事務局：次回の会議のお知らせさせていただきます。次回の第4回自立支援協議会は、計画策定委員会と同じく11月26日木曜日、計画策定委員会終了後の大体15時くらいから予定しております。開催場所は、本日より同じくこの4階会議室を予定しております。

本日は長時間ありがとうございました。

会長：本当に連続の方は長丁場、お疲れさまでございました。

これをもちまして、第3回自立支援協議会を終了します。本日はありがとうございました。

## 浦安市自立支援協議会（令和2年度第3回）次第

令和2年10月8日（木）

15：00～16：30

市役所4階 会議室S2～4

1 開会

2 議題

（1）部会活動報告について

（2）地域生活支援拠点運営要領案について

3 閉会

# 部会活動報告

## ・第1回地域生活支援部会







■浦安市の地域生活支援拠点における各機能まとめ

《R 2.10.1 現在》

	拠点が担う5つの機能	浦安市における地域生活支援拠点		導入時期	備考
		目指す支援	体制		
1	相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保する。</li> <li>障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な相談支援を行う。</li> <li>主に基幹相談支援センターは、緊急時の事態等に必要なサービスのコーディネーターや相談その他必要な支援を行う。</li> </ul>	<b>【相談支援機関】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>基幹相談支援センター (24時間365日の相談受付)</li> <li>各相談支援事業所</li> <li>障がい福祉課</li> <li>権利擁護センター など</li> </ul>	令和2年11月	<b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談事例の共有によるスキルアップ。</li> <li>コーディネーターの配置。</li> <li><u>・コーディネーターについて、基幹相談支援センターの他、要件、権限等について、検討が必要。</u></li> </ul>
2	緊急時の受け入れ・対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期入所等を活用した緊急時の受入体制を常時確保する。</li> <li>介護者の急病や障がい者の状態変化等に応じて、緊急時の受け入れを行う。</li> <li>医療機関への連絡等必要な対応を行う。</li> </ul>	<b>【緊急かけつけ】</b> 〔2つのカテゴリー〕           ①緊急時支援事業（事前登録制） 対象者：18歳以上（身体・知的・精神） ※精神は6歳から18歳未満 対応時間：24時間365日 ②その他の緊急要請 対象者：障がい児者（障がい種別不問） 対応時間：24時間365日 ※対応要件は、介護を行う者の疾病その他の緊急の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者。 <b>【緊急時の受け入れ】</b> 〔常時確保短期入所〕           ①一時ケアセンター（1床） ②多機能拠点（1床）		<b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時支援事業について、対象者及び対応時間の拡充は、令和2年12月から。</li> <li>○～令和2年11月末 対象者：18歳以上（身体・知的） 対応時間 月～金：18時～8時 土日、祝日、年末年始：24時間</li> <li>医療機関と連携。</li> <li>医療的ケアや医療行為が必要な方の受け入れ。</li> <li>緊急時の受け入れ先の増枠。</li> <li>福祉サービスの未利用や地域との繋がりが希薄な世帯の把握。</li> </ul>
3	体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等にあたって、グループホーム等の障がい福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会・場を提供する。	<b>【体験の機会・場の提供】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内各GH（適宜空床を活用）</li> <li>多機能拠点GH（常時確保：1床）</li> </ul>		<b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>入所や長期入院からの地域移行事例が少ない。</li> <li>様々な障がい特性に即したGHの不足。</li> </ul>
4	専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な方や行動障がい等を有する方、高齢化に伴い障がい重度化した方等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う。	<b>【支援員のスキルアップ、専門的な対応が可能な体制の整備】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>基幹相談支援センター（相談支援）</li> <li>多機能拠点（直接支援）</li> <li>市</li> </ul>		<b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関との連携。</li> <li>医療的ケアや医療行為が必要な方への支援が可能な支援員不足。</li> <li>強度行動障がい等、高い専門性を必要とする支援力の向上。</li> </ul>
5	地域の体制づくり	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業、一般相談支援事業等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。	<b>【地域の体制づくりの担い手】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>基幹相談支援センター（コーディネーター）</li> <li>多機能拠点</li> <li>自立支援協議会</li> <li>市</li> </ul>		<b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉分野だけでなく、医療や教育、地域関係等、様々な分野との連携。</li> <li>相談支援事業所を中心に、支援困難事例等についての課題検討等、地域で共同で対応していく体制づくり。</li> <li><u>・コーディネーターの要件、権限、配置のための予算措置。</u></li> </ul>

## 浦安市地域生活支援拠点運営要領（案）

令和2年11月  
浦安市福祉部障がい事業課

## 《目次》

○用語の定義	
地域生活支援拠点	P. 1
地域生活支援拠点の「整備」	P. 1
地域生活支援拠点の「整備目的」	P. 1
地域生活支援拠点の「整備手法」	P. 1
本市の地域生活支援拠点における「多機能拠点」	P. 2
本市の地域生活支援拠点における「面的整備」部分	P. 2
本市が目指す地域生活支援拠点のイメージ	P. 3
地域生活支援拠点に必要な機能	P. 4
各機能の具体的な内容	P. 4
本市が目指す地域生活支援拠点のイメージ(5つの機能を反映)	P. 5
○緊急時の受入れ・対応に係る体制について	P. 6
対象者等の定義	P. 6
支援体制	P. 7
緊急時支援体制フロー	P. 9
人員配置	P. 10
周知・啓発	P. 10
加算制度	P. 11
○地域生活支援拠点における面的事業所としての登録について	P. 13
○地域生活支援拠点に必要な機能の実施状況の把握	P. 14
○浦安市地域生活支援拠点事業実施要綱	P. 15

# 事業者向け

令和2年10月8日 第3回自立支援協議会  
議題2（2）浦安市地域生活支援拠点運営要領（案）

## ○用語の定義

### 地域生活支援拠点

障がい児・者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・要請、⑤地域の体制づくり）を持つ場所や体制のこと。

### 地域生活支援拠点の「整備」

地域生活支援拠点を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

### 地域生活支援拠点の「整備目的」

地域生活支援拠点は、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的を持ちます。

- ①緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用  
⇒地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- ②体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備  
⇒障がい者等の地域での生活を支援する。

### 地域生活支援拠点の「整備手法」

地域生活支援拠点の機能強化を図るため、5つの機能を集約し、GHや障がい者支援等に付加した「多機能拠点整備型」、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」をイメージとして示している他、これらにとらわれず、地域の実情に応じた整備を行うことも可能としています。

（例：「多機能拠点整備型」＋「面的整備型」→「併用整備型」）

本市においては、双方の利点を活かした、「併用整備型」を採用しています。

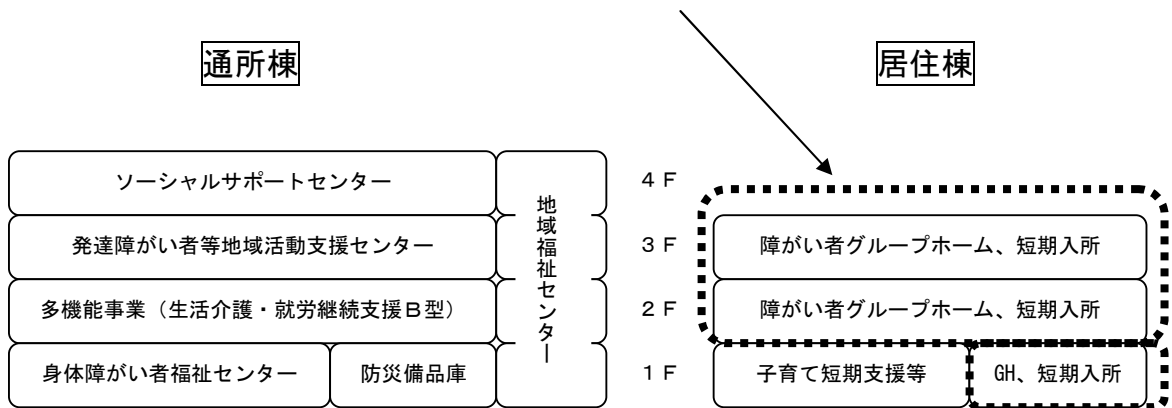
# 事業者向け

令和2年10月8日 第3回自立支援協議会  
議題2(2) 浦安市地域生活支援拠点運営要領(案)

## 本市の地域生活支援拠点における「多機能拠点」

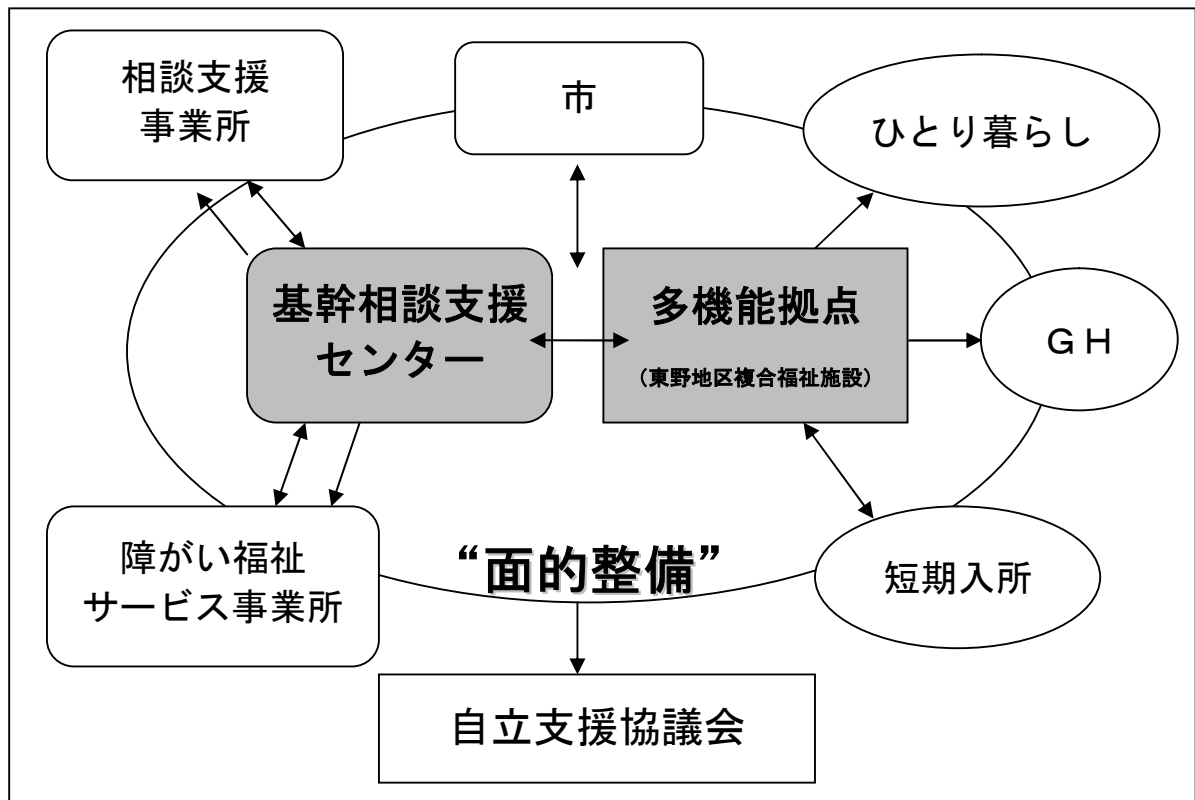
地域生活支援拠点の機能の一部を集約した、東野地区複合福祉施設居住棟の「グループホーム、短期入所」部分を指します。

居住棟のグループホーム、短期入所部分を指します。



## 本市の地域生活支援拠点における「面的整備」部分

多機能拠点と基幹相談支援センターが中心（コア）となるとともに、各相談支援事業所等が相互に連携を図ります。



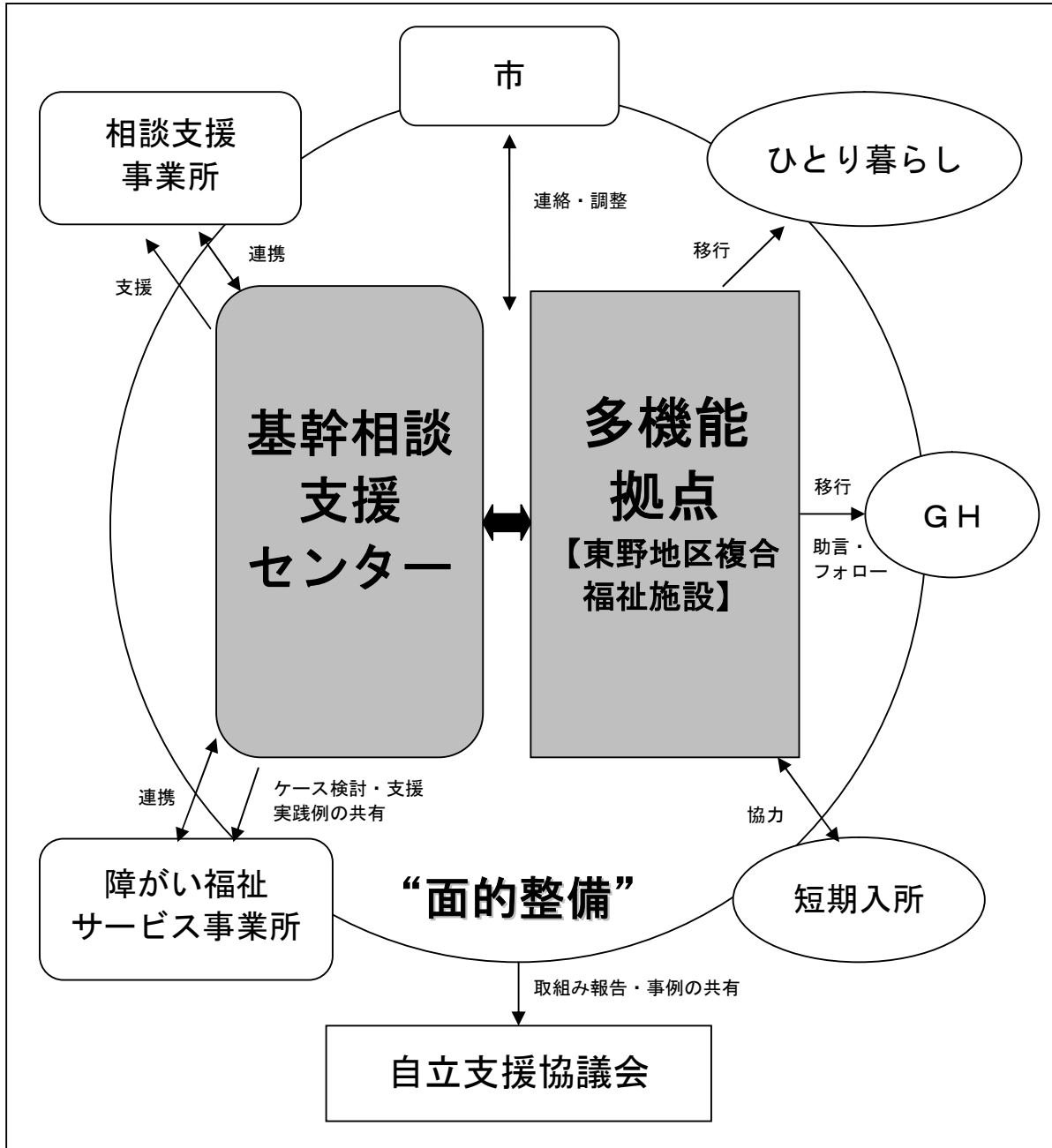
# 事業者向け

令和2年10月8日 第3回自立支援協議会  
議題2（2）浦安市地域生活支援拠点運営要領（案）

## 本市が目指す地域生活支援拠点のイメージ

### 併用整備型（多機能拠点と面的整備の併用型）

～入所施設のない浦安市で、多機能拠点をベースに、障がいのある人の地域生活を地域全体で支える仕組み～



## 地域生活支援拠点の必要な機能

障がい児・者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能として、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・要請、⑤地域の体制づくりの5つの機能を備えます。

## 各機能の具体的な内容

### 【①相談】

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。

### 【②緊急時の受け入れ・対応】

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

### 【③体験の機会・場】

地域移行支援や親元からの自立等にあたって、グループホーム等の障がい福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

### 【④専門的人材の確保・養成】

医療的ケアが必要な方や行動障がいを有する方、高齢化に伴い障がいが重度化した方等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

### 【⑤地域の体制づくり】

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業、一般相談支援事業等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

## コーディネーターの役割

### 【“緊急時支援” コーディネーター】

緊急事態（介護者の急病や障がい者の状態変化等により居宅生活が困難と認められるとき）の発生時に、必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行います。

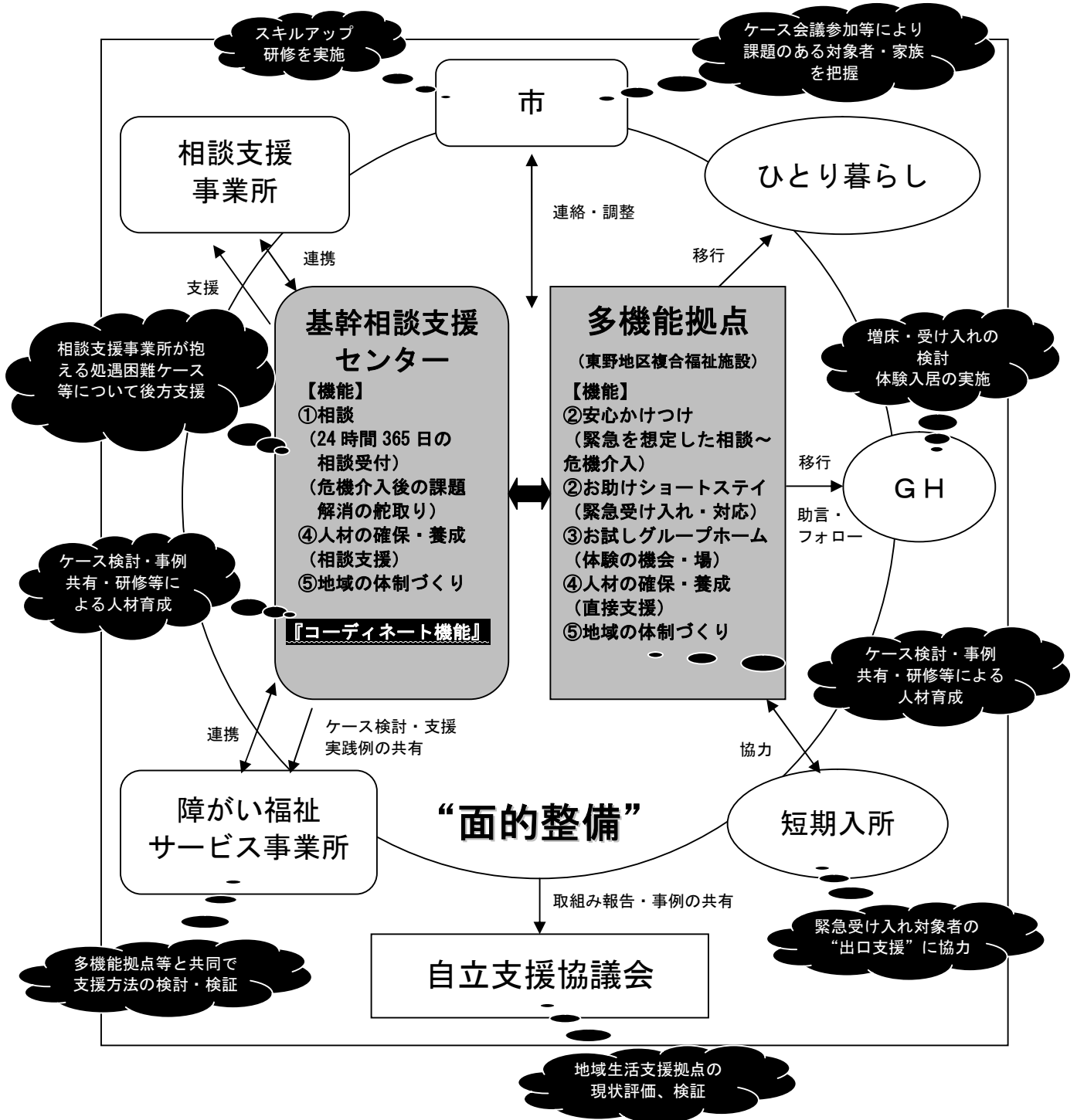
### 【“地域の体制づくり” コーディネーター】

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保（面的整備）や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。

# 事業者向け

令和2年10月8日 第3回自立支援協議会  
議題2 (2) 浦安市地域生活支援拠点運営要領 (案)

## 本市が目指す地域生活支援拠点のイメージ (5つの機能を反映)





# 事業者向け

令和2年10月8日 第3回自立支援協議会  
議題2（2）浦安市地域生活支援拠点運営要領（案）

## ○緊急時の受入れ・対応に係る体制について

緊急時の受け入れ・対応機能の具体的な内容は、『短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能』と厚生労働省の資料\*にて示されています。

「地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】」  
厚生労働省障害保健福祉部障害事業課資料より一部抜粋

本市では、地域生活支援拠点における緊急時の受入れ・対応について、次の2つの類型について規定します。

- ア 多機能拠点において実施する緊急時支援事業（事前登録制）
- イ 緊急時支援事業登録者以外からの緊急要請

これにより、次のとおり体制を整備します。

### （1）対象者等の定義

#### ① 対象者

市内に住所を置き居宅（GH含む）にて生活している65歳未満の障がい児者、及び65歳以上で現に障害福祉サービスのみを利用している者  
（各障害手帳所持者、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス利用対象者、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業利用対象児）。

#### ② 対象とする日時

24時間 365日

※初動、かけつけ対応については、次のとおりとする。

時間帯	対応機関	備考
日中（平日） ※業務時間内	・基幹相談支援センター ・多機能拠点 ・相談支援事業所 ・市（障がい福祉課、権利擁護センター等）等	居住系及び日中活動系サービスの利用中、及び担当する相談支援専門員（介護支援専門員）の業務時間内に生じた緊急事態への初期対応は、当該事業所等が行うことを原則とする。
深夜、早朝、 祝日等	・基幹相談支援センター ・多機能拠点	かけつけについては、緊急時支援事業登録者を原則とする。

## ③ 対象とする事案

基本的には、「介護者の急病や障がい者の状態変化等により居宅生活が困難と認められるとき」が緊急対応の対象事案となる。一方で、当該業務は障がい児者本人や家族、介護者や近隣住民等が、障がい特性に配慮した緊急対応の必要性を感じて通報・連絡してくる事案を取り扱うことから、通報・連絡を受ける段階においては、事案の範囲を限定しないものとする。

## （2）支援体制

### ① 緊急対応事案の発生・通報

- ・本人、家族、近隣住民等が困り果てて直接相談してくるケース、夜間、休日に市から連絡が入るケース、警察等各機関からの対応依頼によるケース等を想定。

### ② 緊急相談（基幹相談支援センター）

- ・夜間休日を含む、24時間365日に渡る常時の連絡体制を確保する。
- ・通報を受理した場合、状況を注意深く聴き取り、必要に応じてアドバイスや情報提供等を行う。
- ・警察、救急等他機関への通報が必要と認められる場合は、通報先を案内する。
- ・緊急性が高くないと認められる場合は、日中の業務時間帯にかけ直していただくよう案内する。
- ・緊急時支援事業登録者からの緊急相談については、多機能拠点と情報共有を図る。
- ・聴き取りの結果、（原則として、出勤可能な勤務時間内において）専門性を有する者による現地対応が必要と判断した場合は、相談支援事業所等と連携して出勤するとともに、1名で対応可能と判断できる場合を除き、複数による支援を展開する。また、緊急時支援事業登録者からの緊急相談により、出勤が必要と判断された場合については、多機能拠点と連携し、現地に出動する。

### ③ 緊急対応（基幹相談支援センター及び緊急時支援事業受託者）

- ・基幹相談支援センターには、緊急事案に係る舵取り役としてのコーディネイト機能が求められる。また、緊急対応後の出口支援を含め、事態の解決が認められるまで、一連の支援に主体的に関わる。
- ・事前登録制である緊急時支援事業（安心かけつけ）を実施する多機能拠点は、24時間365日に渡る常時の出勤体制を確保しつつ、通報時には必要に応じて基幹相談支援センター等と連携し現地に出動する。現地では、本人の安全確保、トラブルの収束、関係機関への連絡等に従事する。

# 事業者向け

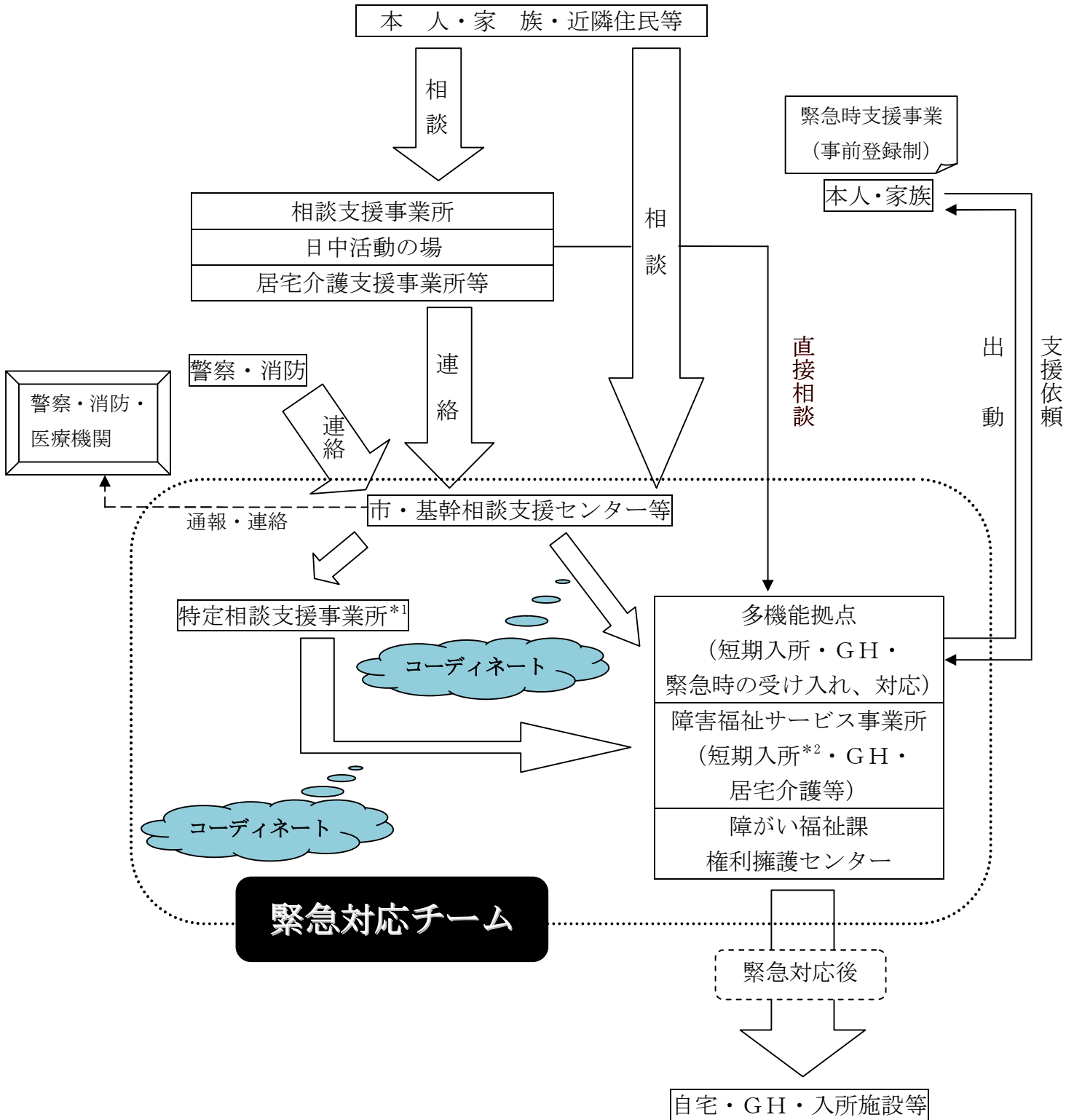
令和2年10月8日 第3回自立支援協議会  
議題2（2）浦安市地域生活支援拠点運営要領（案）

- ・やむを得ず自宅で過ごすことが困難と認められる場合、緊急宿泊先となる短期入所施設等への送迎や付き添いを行い、状況が落ち着いたことが認められるまで、当該施設にて本人の様子を見守る。
  - ・緊急時支援事業登録者以外に関する現地対応については、介護を行う者の疾病その他の緊急の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった場合を基本的要件とし、必要に応じて、警察、消防署、保健所等への通報を行う。また、今後も継続した支援が必要と判断される場合には、緊急時支援事業の登録を勧め、安定した支援の実現を図る。なお、65歳以上の高齢者については、地域包括支援センターへの情報提供を行い、介護保険制度における支援体制を確立するよう促す。
- ④ 緊急宿泊（短期入所）
- ・必要最低限の期間、短期入所サービスを提供する。期間は本人、家族、支援者等の協議により決定する。
  - ・短期入所の支給決定がある場合、当該費用は事業所から本人に請求する。
  - ・短期入所の支給決定がない場合、当該費用は事業所から本人に請求し、後日、支給決定後に本人から市に対し特例介護給付費の支給を申請する。

# 事業者向け

令和2年10月8日 第3回自立支援協議会  
議題2 (2) 浦安市地域生活支援拠点運営要領 (案)

【緊急時支援体制フロー イメージ図】



# 事業者向け

令和2年10月8日 第3回自立支援協議会  
議題2（2）浦安市地域生活支援拠点運営要領（案）

## ※請求可能な加算制度

- 〔 \* 1 地域生活支援拠点等相談強化加算（700 単位／回）
- 〔 \* 2 緊急短期入所受入加算（Ⅰ：180 単位／日・Ⅱ：270 単位／日）

## （3）人員配置

### ① 緊急相談

- ・基幹相談支援センターにおいては、24 時間 365 日の連絡体制を構築し、業務用携帯電話の所持により、夜間休日においても常時の受電体制を確保する。

### ② 緊急対応（基幹相談支援センター及び多機能拠点）

- ・基幹相談支援センターは、緊急時支援事業の受託者である多機能拠点とともに緊急事案に対応し、所要の措置を講じるために必要な人員を確保する。
- ・緊急時支援事業受託者は、本人の安全確保、トラブルの収束、関係機関への通報等に従事するために、必要な人員を確保する。
- ・社会福祉士、介護福祉士等専門職による適切な対応を行う。
- ・可能な限り、同性介助に努めるものとする。

### ③ 緊急宿泊

- ・短期入所サービスを提供するために、必要な人員を確保するとともに、様々な障がい特性に対応可能な、相応の実務経験を有する職員を配置する。
- ・日頃から、短期入所サービスの緊急受入れを想定し、人員配置を想定しておく（医療的ケア及び医療行為が必要な場合についても留意）とともに、初めての利用受け入れにはリスクが伴うことから、緊急利用の可能性が高い対象児者には、従前から体験利用も提案しておく。
- ・可能な限り、同性介助に努めるものとする。

## （4）周知・啓発

### ① 役割

- ・市、基幹相談支援センター、多機能拠点及び地域生活支援拠点の面的機能を有する登録事業者等は、地域生活支援拠点で実施する事業について、積極的に周知・啓発を行うものとする。
- ・基幹相談支援センター、相談支援事業所等の支援機関は、緊急時支援事業については事前登録制であることから、把握する緊急時の支援が見込めない世帯について当該事業の登録を勧め、緊急時のかけつけ体制の確保を図る。
- ・その他、相談支援部会や市が主催する事業者説明会等において、適宜当該事業の説明を行い、事業の浸透を図る。

# 事業者向け

令和2年10月8日 第3回自立支援協議会  
議題2（2）浦安市地域生活支援拠点運営要領（案）

## （5）加算制度

### 〔前提条件〕

地域生活支援拠点の機能を担う事業所については、運営規程に拠点の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点として認めることを要する。

### ① 相談機能の強化

- ・特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所含む。）にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行うことを評価する加算。

《地域生活支援拠点等相談強化加算》 700 単位／回

短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に加算可能。

### ② 緊急時の受入れ・対応の機能の強化

- ・緊急時の受入れ・対応を重点的に評価する加算。

※拠点等の機能を「担う」・「担わない」で加算の算定可否は行わない。

《緊急短期入所受入加算（Ⅰ）》 180 単位／日（福祉型）

《緊急短期入所受入加算（Ⅱ）》 270 単位／日（医療型）

介護者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、開始日から起算して7日（家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算可能。

《定員超過特例加算》 50 単位／日（10日を限度）

「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算可能（当該期間は定員超過減算は適用しない）。

# 事業者向け

令和2年10月8日 第3回自立支援協議会  
議題2（2）浦安市地域生活支援拠点運営要領（案）

- ③ 体験の機会・場の機能の強化  
・拠点等としての機能を担う場合の日中活動系サービスや、地域移行支援、施設入所支援に関する体験利用の支援・受入れを評価する加算。

## 《体験利用支援加算》

【日中活動系サービス】	<u>500 単位／日（初日から5日目まで）</u> <u>+50 単位／日（地域生活支援拠点の場合）</u> <u>250 単位／日（6日目から15日目まで）</u> <u>+50 単位／日（地域生活支援拠点の場合）</u>
-------------	--

## 《体験利用加算》

【地域移行支援】	<u>500 単位／日（初日から5日目まで）</u> <u>+50 単位／日（地域生活支援拠点の場合）</u> <u>250 単位／日（6日目から15日目まで）</u> <u>+50 単位／日（地域生活支援拠点の場合）</u>
----------	--

## 《体験宿泊支援加算》

【施設入所支援】	<u>120 単位／日</u>
----------	-----------------

## 《体験宿泊加算》

【地域移行支援】	
体験宿泊加算（Ⅰ）	<u>350 単位／日</u>
体験宿泊加算（Ⅱ）	<u>750 単位／日（夜間及び深夜における支援あり）</u>

- ④ 専門的人材の確保・養成の機能の強化  
・手厚い体制や個別特性に対応する支援を評価する加算。  
※拠点の機能を「担う」・「担わない」で加算の算定可否は行わない。

## 《重度障害者支援加算》

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した場合  
（体制加算） 7 単位／日

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置している旨の届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算可能（ただし、強度行動障がい有する者が利用していない場合は加算不可）。

# 事業者向け

令和2年10月8日 第3回自立支援協議会  
議題2（2）浦安市地域生活支援拠点運営要領（案）

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障がい者を有する者に対して個別の支援を行った場合（個人加算） 180単位／日

実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、強度行動障がい者を有する者に対して個別の支援を行った場合に加算可能（当該基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算可能）。

## ⑤ 地域の体制づくりの機能の強化

- ・特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所含む。）を中心に、月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算。

《地域体制強化共同支援加算》 2,000単位／月（月1回を限度）

当該計画相談支援対象障がい者等に対して、障がい福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、自立支援協議会に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援障がい者等1人につき、1月に1回を限度として加算可能。

## ○地域生活支援拠点における面的事業所としての登録について

地域生活支援拠点の面的機能を担い、協力・連携を図る事業所は、市への届出を必要とします。届出が受理され、市が管理する事業所名簿に記載された事業所については、以下の取扱いとします。

- （1）地域生活支援拠点の面的機能の一部を担う事業所として、市のホームページ等において公表します。
- （2）地域生活支援拠点に係る加算が請求可能となります。
- （3）「浦安市重度障がい者支援事業所運営費補助金」等、市独自の補助金を受けることが可能となります。



# 事業者向け

令和2年10月8日 第3回自立支援協議会  
議題2（2）浦安市地域生活支援拠点運営要領（案）

○地域生活支援拠点に必要な機能の実施状況の把握

～P (Plan) D (Do) C (Check) A (Action) サイクルの活用～

地域生活支援拠点に必要な機能が適切に実施されているか、また、地域の実情に適しているか、様々な地域課題に対応できているか等を視点に置き、今後とも十分な検討・検証を行う必要がある。

このため、定期的又は必要な時に自立支援協議会等を活用し、地域生活支援拠点に必要な機能の実施状況の把握に努めるとともに、随時見直しを行い、機能の充実・発展を図るものとする。

《参考資料》

「地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】」

厚生労働省障害保健福祉部障害事業課資料

## 浦安市地域生活支援拠点事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第87条第1項の規定に基づく障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)に基づき、障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障がい特性に即した様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、浦安市基幹相談支援センターと浦安市東野地区複合福祉施設居住棟における多機能拠点を中心とし、地域の複数の事業者により機能を分担して面的な支援を行う体制(以下「地域生活支援拠点」という。)の整備を推進し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体等)

第2条 この事業の実施主体は、浦安市(以下「市」という。)とする。

2 第4条に規定する地域生活支援拠点の実施する事業については、千葉県が認定した指定障害福祉サービス事業者(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。)、指定障害者支援施設(法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。)、指定一般相談支援事業者(法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。)、指定特定相談支援事業者(法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。)(以下「事業者」という。)が行うものとする。

### (対象者)

第3条 この事業の対象者は、原則として市に居住する65歳未満の障がい児者とする。

### (事業の内容等)

第4条 地域生活支援拠点は、基幹相談支援センターと多機能拠点を中心とした面的な支援を行う体制を構築するとともに、浦安市自立支援協議会等の協議の場を活用し、地域生活支援拠点に必要な以下に掲げる機能を推進する。

#### (1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。

## (2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

## (3) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等にあたって、グループホーム等の障がい福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

## (4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な方や行動障がいを有する方、高齢化に伴い障がいが重度化した方等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

## (5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

- 2 前項に掲げる事業の運営については、浦安市自立支援協議会等において、地域の現状分析や必要な機能の整理、地域生活支援拠点の整備方針に関する検討等を行い、事業の充実・発展を図るものとする。

(届出・認定等)

第5条 前条第1項に掲げる事業の機能を担う事業者は、運営規程に地域生活支援拠点の機能を担う旨を規定しなければならない。

- 2 事業者は、前項の運営規程を添えて、浦安市地域生活支援拠点事業所登録届出書(第1号様式)を市に提出するものとする。
- 3 前項により、市が届出書を受理した場合、速やかに認定の可否を判断し、認定する場合は浦安市地域生活支援拠点事業所登録通知書(第2号様式)を事業者に交付し、認定しない場合は文書でその旨を通知するものとする。
- 4 市は、前項の規定により認定した事業所(以下「登録事業者」という。)を、浦安市における地域生活支援拠点の機能を担う事業所名簿(第3号様式)に記載し管理するとともに、市内において共有を図るものとする。
- 5 第4条第1項の機能を担う事業所は、法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)に基づく加算対象となる事業の指定権者へ、浦安市地域生活支援拠点事業所登録通知書の写しとともに、運営規程の変更に伴う変更届を提出する。なお、当該事業所は、地域生活支援拠点の趣旨や担う役割を十分に理解したうえで、加算の算定が可能な場合には、適切に請求するものとする。

# 事業者向け

令和2年10月8日 第3回自立支援協議会  
議題2（2）浦安市地域生活支援拠点運営要領（案）

（変更等）

第6条 登録事業者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに浦安市地域生活支援拠点事業所登録変更届出書（第4号様式）により、市長に届け出なければならない。

（廃止等）

第7条 登録事業者は、拠点事業を廃止し、又は休止するときは、その1か月前までに浦安市地域生活支援拠点事業所廃止・休止・再開届出書（第5号様式）を、拠点事業を再開したときは、10日以内に当該届出書を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第8条 事業の実施にあたっては、障がい者及びその家族の権利擁護に十分留意しなければならない。

2 この事業に従事する者又は従事した者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密及び個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域生活支援拠点の実施する事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

# 事業者向け

令和2年10月8日 第3回自立支援協議会  
議題2(2) 浦安市地域生活支援拠点運営要領(案)

## 第1号様式(第5条第2項)

### 浦安市地域生活支援拠点事業所登録届出書

年 月 日

浦安市長 様

届出者 所在地

事業者名

代表者名

㊟

浦安市地域生活支援拠点事業実施要綱第5条第2項の規定に基づき、以下のとおり届け出ます。

申請者	(フリガナ) 名 称				
	主たる事業所の 所在地	(〒 - )			
	連 絡 先	電話番号		FAX 番号	
	登録を予定する事業所	(フリガナ) 名 称			
登録を予定する事業所	事業所番号				
	主たる事業所の 所在地	(〒 - )			
	連 絡 先	電話番号		FAX 番号	
		E-MAIL			
	地域生活支援 拠点として 担う機能	1 相談 2 緊急時の受け入れ・対応 3 体験の機会・場 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり			
開始予定年月日	年 月 日				

※添付書類：変更した運営規程の写し

# 事業者向け

令和2年10月8日 第3回自立支援協議会  
議題2（2）浦安市地域生活支援拠点運営要領（案）

## 第2号様式（第5条第3項）

### 浦安市地域生活支援拠点事業所登録通知書

年 月 日

様

浦安市長



年 月 日付けにて届出のあったことについて、浦安市地域生活支援拠点事業実施要綱第5条第3項の規定に基づき、以下のとおり通知します。

区 分	
事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所のサービス種別	
地域生活支援拠点として 担う機能	
認 定 日	
認 定 期 間	
備 考	

〔注〕 認定期間の2月前までに当該事業所、または市より認定期間終了の意思表示がないときは、自動的に1年更新されるものとし、以降も同様とします。

# 事業者向け

令和2年10月8日 第3回自立支援協議会  
議題2(2) 浦安市地域生活支援拠点運営要領(案)

## 第3号様式(第5条第4項)

### 浦安市における地域生活支援拠点の機能を担う事業所名簿

年 月 日現在

No	名称	所在地	担う機能					認定日
			1	2	3	4	5	
			相談機能	緊急時受入・対応	体験の機会・場	専門的人材の確保・養成	地域の体制づくり	

# 事業者向け

令和2年10月8日 第3回自立支援協議会  
議題2(2) 浦安市地域生活支援拠点運営要領(案)

## 第4号様式(第6条)

### 浦安市地域生活支援拠点事業所登録変更届出書

年 月 日

浦安市長 様

届出者 所在地  
事業者名  
代表者名 ⑩

浦安市地域生活支援拠点事業実施要綱第6条の規定に基づき、以下のとおり届け出ます。

登録内容を変更した 事業所		名 称	
		所在地	
変更があった事項			変更の内容
1	申請者(設置者)の名称		(変更前)
2	申請者(設置者)の主たる事業所の 所在地、連絡先		
3	代表者の職・氏名、住所		
4	事業所(設置)、名称		(変更後)
5	事業所(施設)所在地、連絡先		
6	その他		
変更年月日			年 月 日
備 考			



# 事業者向け

令和2年10月8日 第3回自立支援協議会  
議題2(2) 浦安市地域生活支援拠点運営要領(案)

## 第5号様式(第7条)

### 浦安市地域生活支援拠点事業所廃止・休止・再開届出書

年 月 日

浦安市長 様

届出者 所在地  
事業者名  
代表者名 ⑩

浦安市地域生活支援拠点事業実施要綱第7条の規定に基づき、以下のとおり届け出ます。

廃止・休止・再開する事業所	名称	
	所在地	
登録を受けた年月日	年 月 日	
廃止・休止・再開した年月日	年 月 日	
廃止・休止・再開した理由		
現に地域生活支援拠点事業にて受け入れている者の有無	有 ・ 無	
上記に関連し、受け入れている者に対する措置		
休止予定期間	年 月 日から	
	年 月 日	



令和2年11月1日作成

# 【浦安市における地域生活支援拠点事業について】

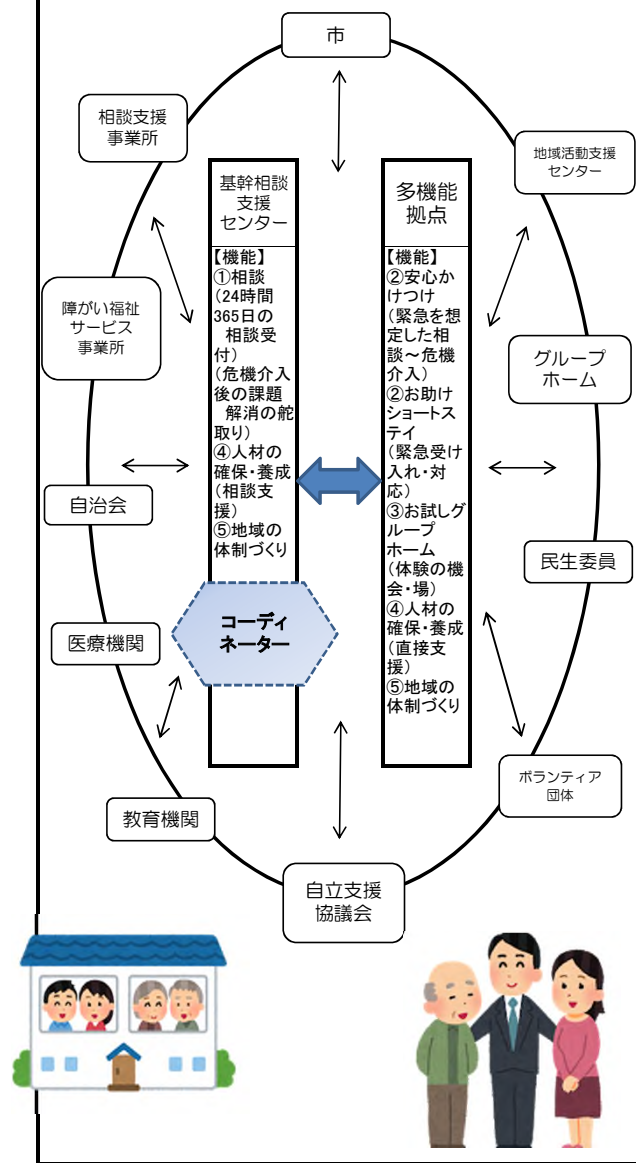
～障がいや有する方が、住み慣れた地域で、その人らしく、安心して長く生活できるよう、地域全体で協力しあい、手を携え、支えあう社会を目指して～

**1. 地域生活支援拠点とは**  
障がい児・者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(後述)を持つ場所や体制のことを表します。  
地域の実情に応じた創意工夫により拠点を整備し、障がい児・者の生活を、地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指します。

**2. 地域生活支援拠点の整備をめぐる動き**  
(設置根拠)  
○厚生労働省  
第5期障害福祉計画(平成30年度～令和2年度)  
○千葉県  
第6次障害者計画(平成30年度～令和2年度)  
○浦安市  
障がい者福祉計画(平成30年度～令和2年度)  
(いずれの計画においても、令和2年度末までの「地域生活支援拠点」の整備目標が明記されています。)  
⇒浦安市では、東野地区複合福祉施設のフルオープンに合わせ、令和2年11月からの本格的稼働を予定しています。

**3. 地域生活支援拠点に必要な5つの機能**  
**①相談**  
基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談の他必要な支援を行う機能。  
**②緊急時の受け入れ・対応**  
短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。  
**③体験の機会・場**  
地域移行支援や親元からの自立等にあたって、グループホーム等の障がい福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。  
**④専門的人材の確保・養成**  
医療的ケアが必要な方や行動障がいや有する方、高齢化に伴い障がいや重度化した方等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。  
**⑤地域の体制づくり**  
基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業、一般相談支援事業等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

**4. 浦安市が目指す地域生活支援拠点のイメージ**  
多機能拠点と基幹相談支援センターが中心(コア)となるとともに、各相談支援事業所等が相互に連携を図ります。



**〔注〕多機能拠点とは**  
地域生活支援拠点における「多機能拠点」とは、東野地区複合福祉施設居住棟のGH、短期入所部分を指します。

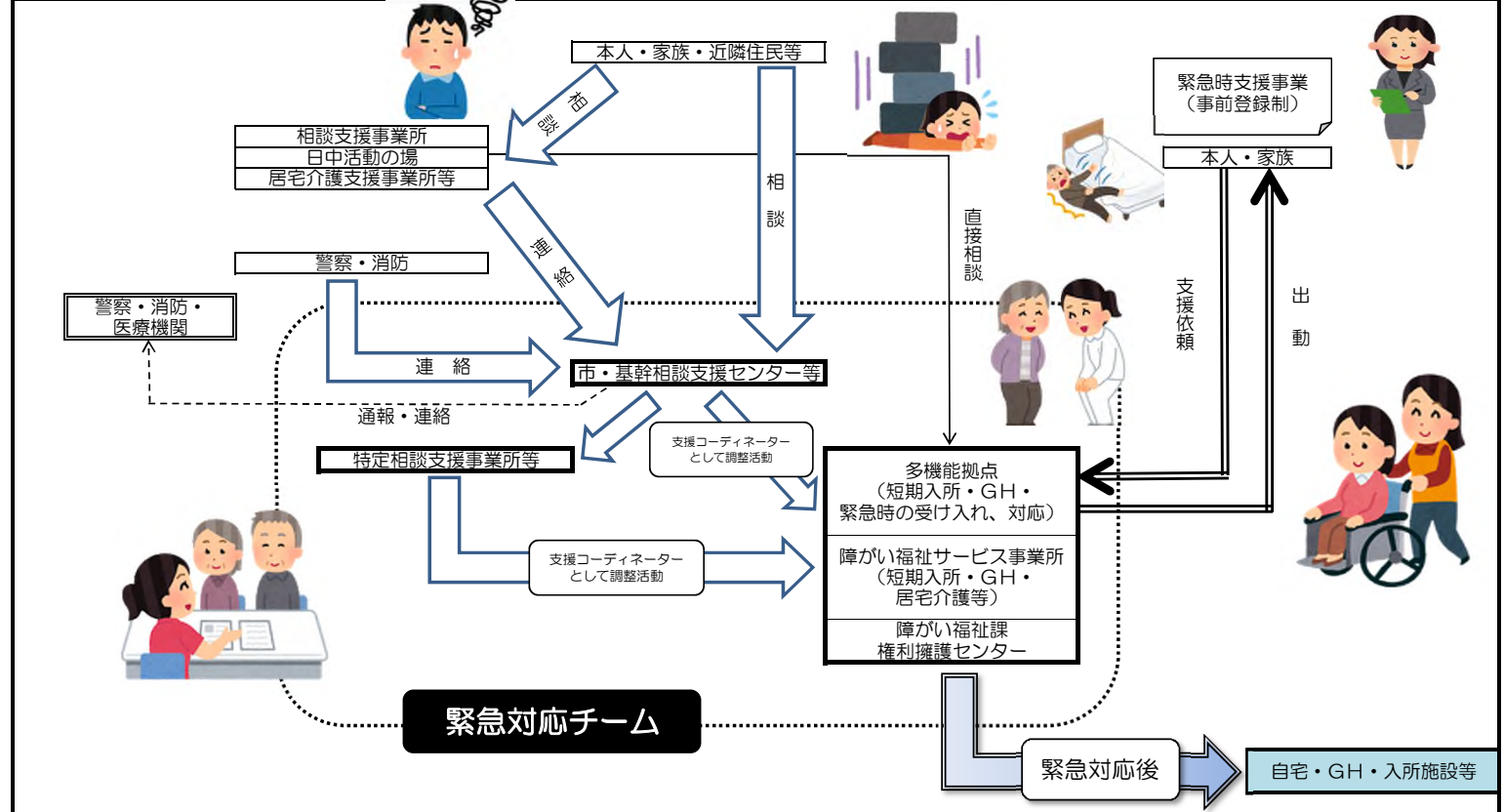
施設名	階数	機能
通所棟	4F	ソーシャルサポートセンター
発達障がい者等地域活動支援センター	3F	グループホーム、短期入所
多機能事業(生活介護・就労継続支援B型)	2F	グループホーム、短期入所
身体障がい者福祉センター	1F	子育て短期支援等、GH、短期入所

**5. 緊急時の受け入れ・対応に係る体制について**  
緊急時のかけつけ支援として、「介護者の急病や障がい者の状態変化等により居宅生活が困難と認められるとき」に備え、24時間365日に渡る常時の出動体制を確保します。また、継続した支援が必要と判断される場合には、「浦安市障がい者緊急時支援事業」の登録を勧め、安定した支援の実現を図ります。

地域生活支援拠点における緊急時の受け入れ・対応については、次の2つの類型を規定しています。

類型	概要	対象者	対応要件		
			時間帯	対応機関	備考
①	多機能拠点において実施する緊急時支援事業(事前登録制)	市内に住所を置き居宅(グループホーム含む)にて生活している65歳未満の障がい児者、及び65歳以上で現に障がい福祉サービスのみを利用している方(各障害手帳所持者、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス利用対象者、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業利用対象児) 〔注〕緊急時支援事業(事前登録制)の対象者は、65歳未満の方となります。	日中(平日) ※業務時間内	・基幹相談支援センター ・多機能拠点 ・相談支援事業所 ・市(障がい福祉課、権利擁護センター等)等	居住系及び日中活動系サービスの利用中、及び担当する相談支援専門員(介護支援専門員)の業務時間内に生じた緊急事態への初期対応は、当該事業所等が行うことを原則とします。
②	緊急時支援事業登録者以外からの緊急要請	市が行う「障がい者緊急時支援事業」に登録していない方からの要請に応じ、多機能拠点から支援員が派遣されます(介護者の急病や障がい者の状態変化等により居宅生活が困難と認められるときに限られます)。	深夜、早朝、祝日等 ※業務時間外	・基幹相談支援センター ・多機能拠点	かけつけについては、緊急時支援事業登録者を原則とします。

**6. 緊急時支援体制フロー イメージ図**



**7. 地域生活支援拠点に必要な機能の実施状況の把握**  
地域生活支援拠点事業は、運営を開始してからが大切です。地域生活支援拠点に必要な機能が適切に実施されているか、また、地域の実情に適しているか、様々な地域課題に対応できているか等を視点に置き、今後も十分な検討・検証を行う必要があります。このため、定期的又は必要な時に自立支援協議会等を活用し、地域生活支援拠点に必要な機能の実施状況の把握に努めるとともに、随時見直しを行い、機能の充実・発展を図るものとします。



# 東野パティオ(東野地区複合福祉施設)

## 紹介資料

名称 浦安市東野地区複合福祉施設  
愛称 東野パティオ  
所在地 浦安市東野1-9-3 (通所棟) 浦安市東野1-8-3 (居住棟)

棟	階	事業所名	主な機能
通所棟	4	ソーシャルサポートセンター	精神障がいのある方を対象に日中活動の場(地域活動支援センター)を提供
	3	発達障がい者等地域活動支援センター(ミッテ Mitte)	発達障がいのある方を対象に日中活動の場(地域活動支援センター)を提供
	2	ふる里学舎浦安デイセンター(生活介護・就労継続B型)	障がいのある方に生活介護、就労継続支援B型、日中一時支援を提供
	1	身体障がい者福祉センター	身体障がいのある方に日中活動の場(地域活動支援センター)、生活介護、自立訓練(機能訓練)を提供
	1~4	地域福祉センター	福祉団体や地域住民団体等に活動場所を提供(会議室1~10、調理実習室、多目的室)

棟	階	事業所名	主な機能
居住棟	1~3	ふる里学舎浦安(障がい者グループホーム)(短期入所)	障がいのある方にグループホーム、短期入所を提供
	1	ふる里学舎浦安プレ이스クール(放課後等デイサービス)	障がいのある児童に放課後等デイサービスを提供
	1	子育て短期支援事業	児童に短期入所生活援護事業(ショートステイ)、休日養護事業、夜間養護事業(トワイライトステイ)を提供



# 東野パティオ (東野地区複合福祉施設)

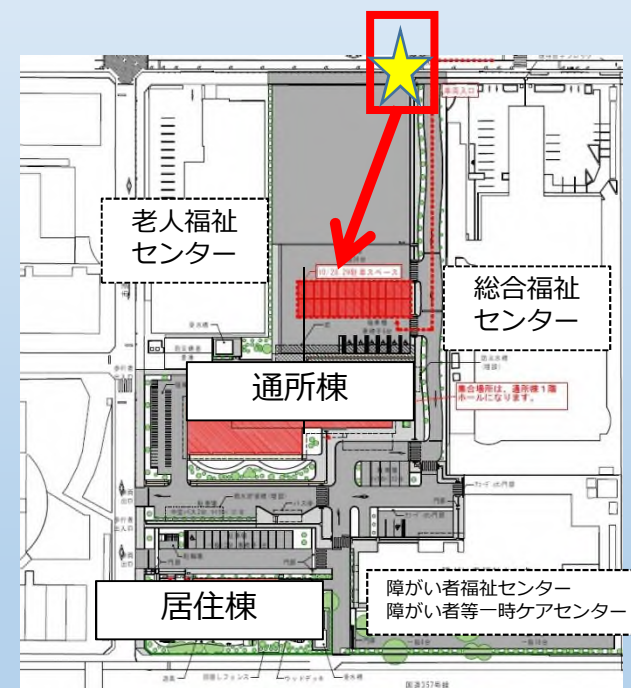


東野パティオ 外観

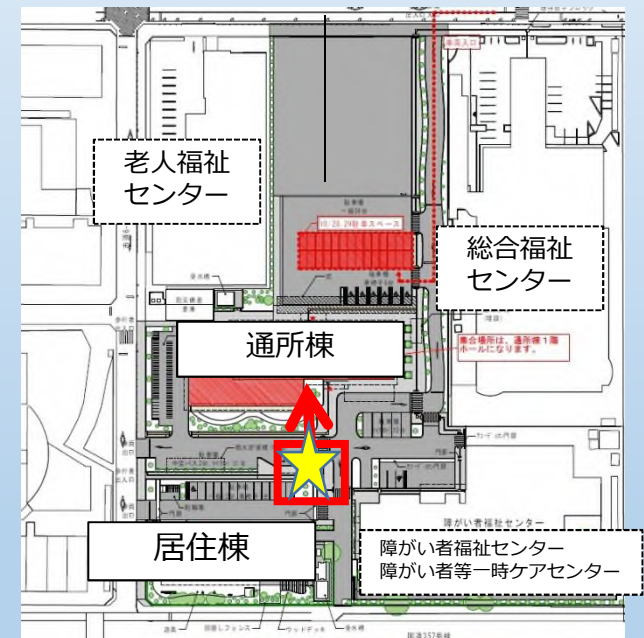
通所棟

居住棟

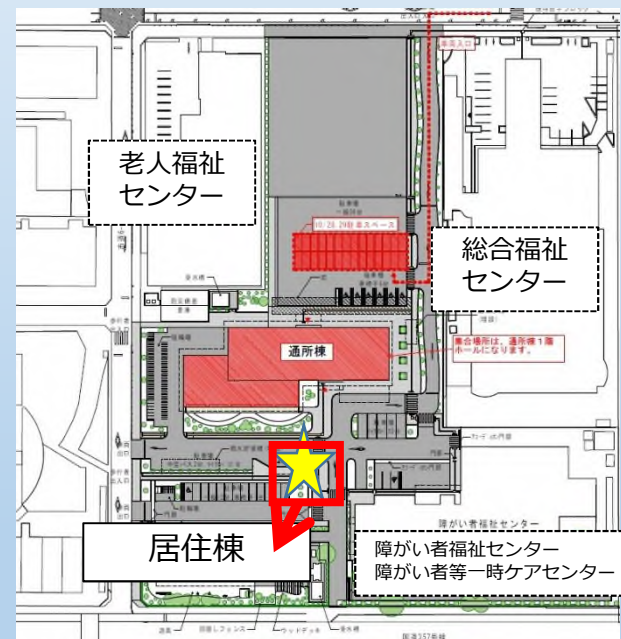
# 東野パティオ外観



# 東野パティオ外観

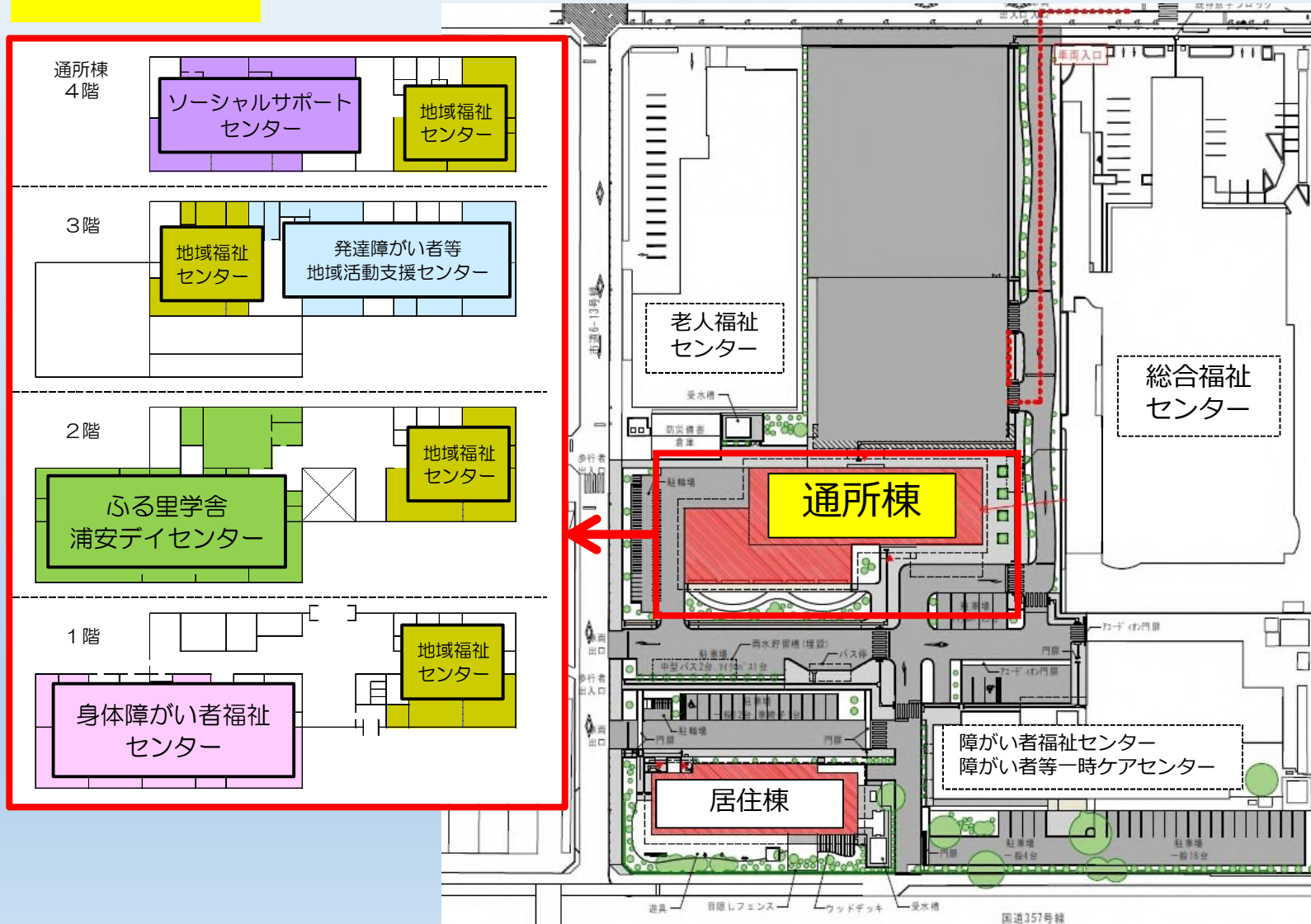


# 東野パティオ外観



# 東野パティオ

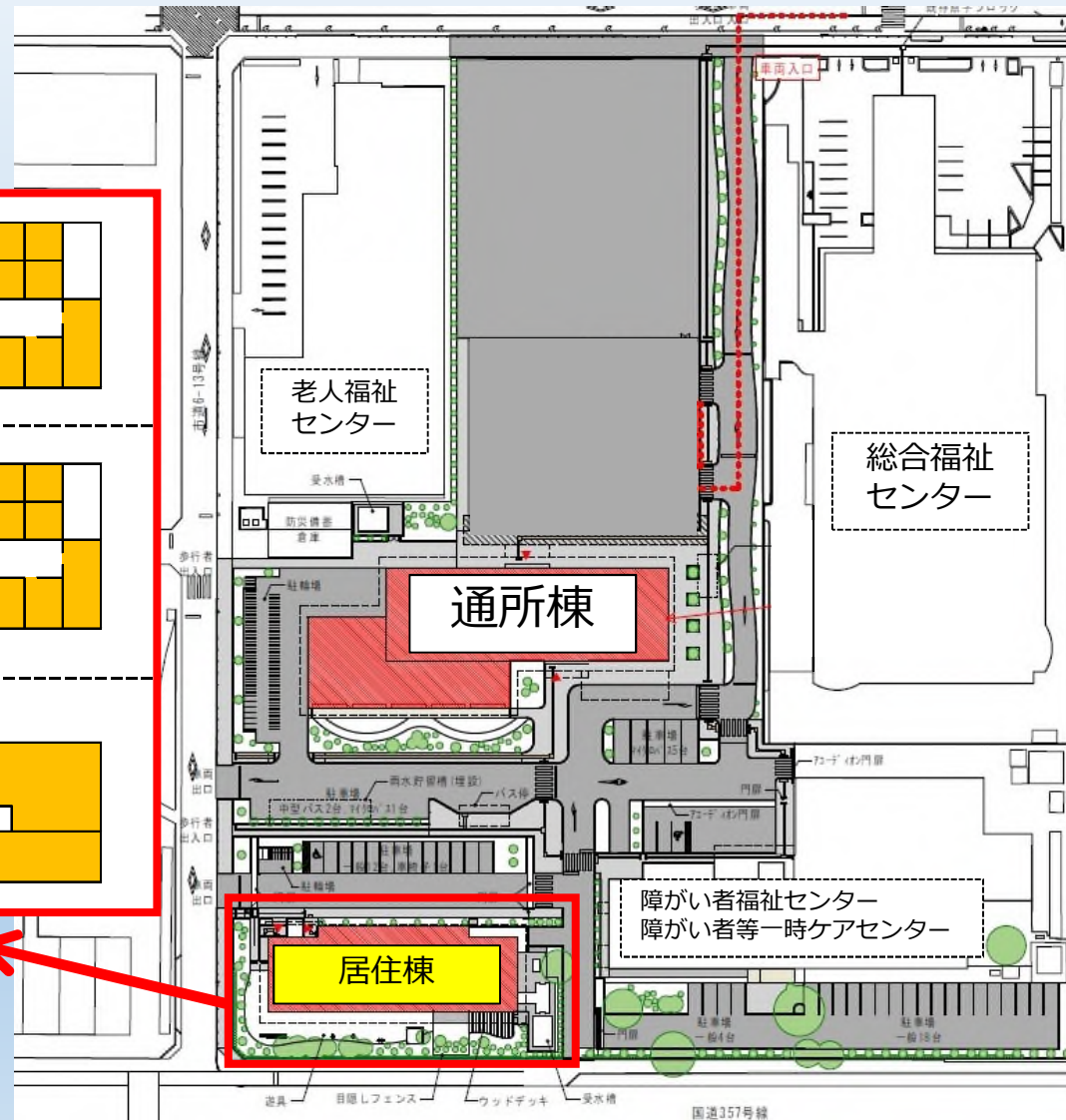
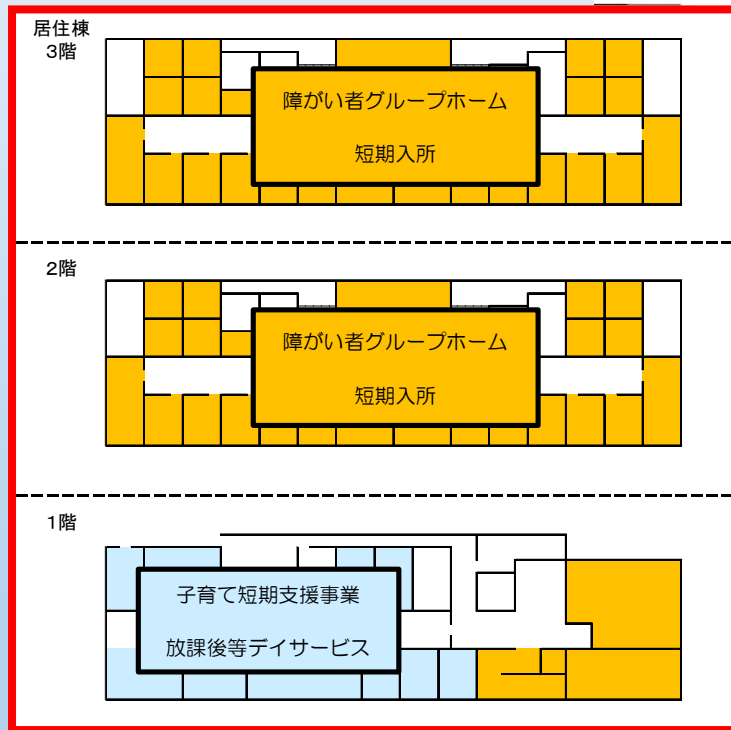
## 通所棟





# 東野パティオ

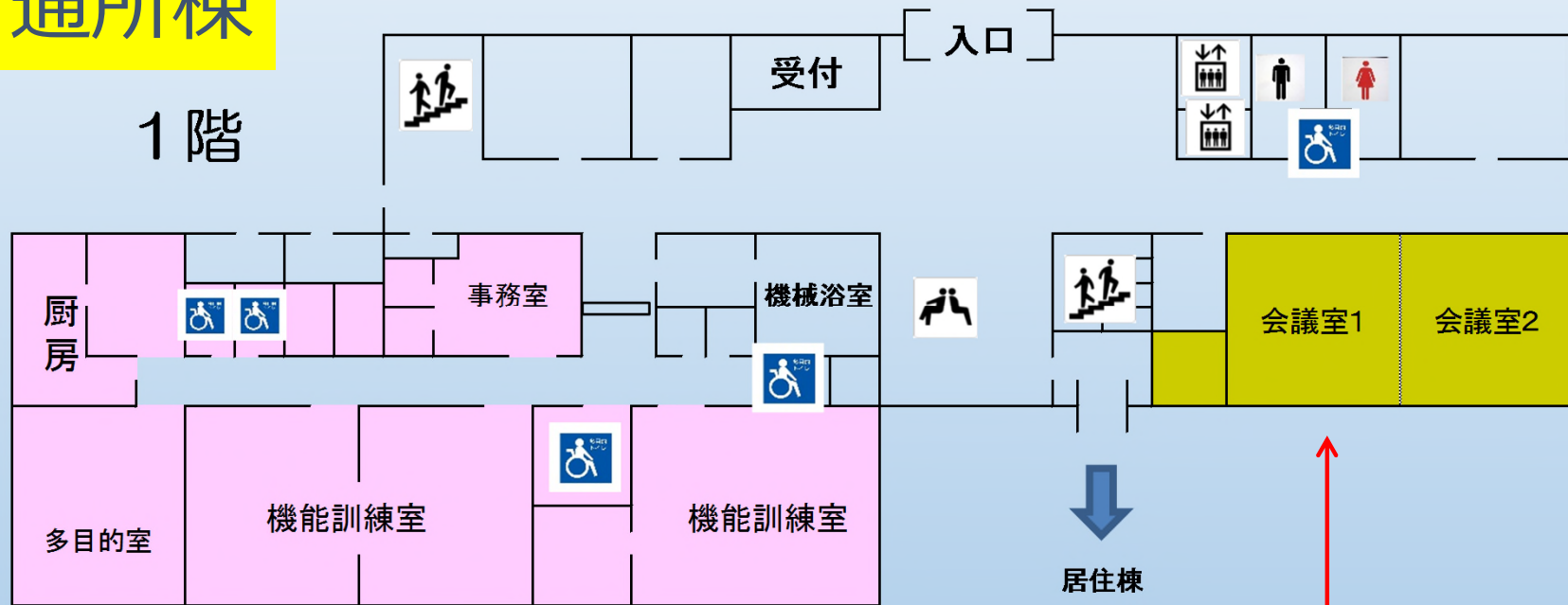
## 居住棟



# 東野パティオ（通所棟）

通所棟

1階



身体障がい者福祉センター

地域福祉センター  
（会議室1・2）



1階エレベーター前



1階 ホール



2階エレベーター前



2階 ラウンジ

# 身体障がい者福祉センター



# 身体障がい者福祉センター



機能訓練室



機能訓練室

# 地域福祉センター（会議室 1・2）



会議室 1

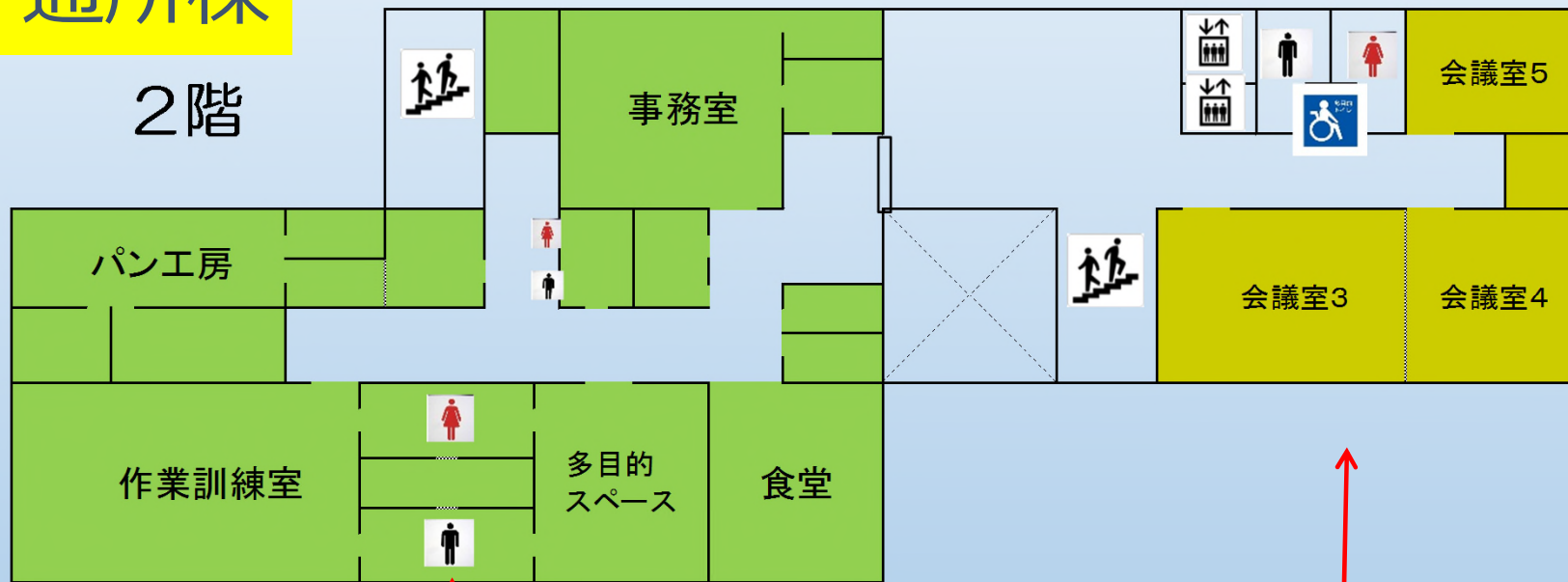


会議室 2

# 東野パティオ（通所棟）

通所棟

2階



ふる里学舎浦安デイセンター  
（生活介護・就労継続支援B型）

地域福祉センター  
（会議室3～5）

# ふる里学舎浦安デイセンター (生活介護・就労継続支援B型)







作業訓練室



作業訓練室



パン工房



多目的スペース

# 地域福祉センター（会議室3～5）



会議室 3・4

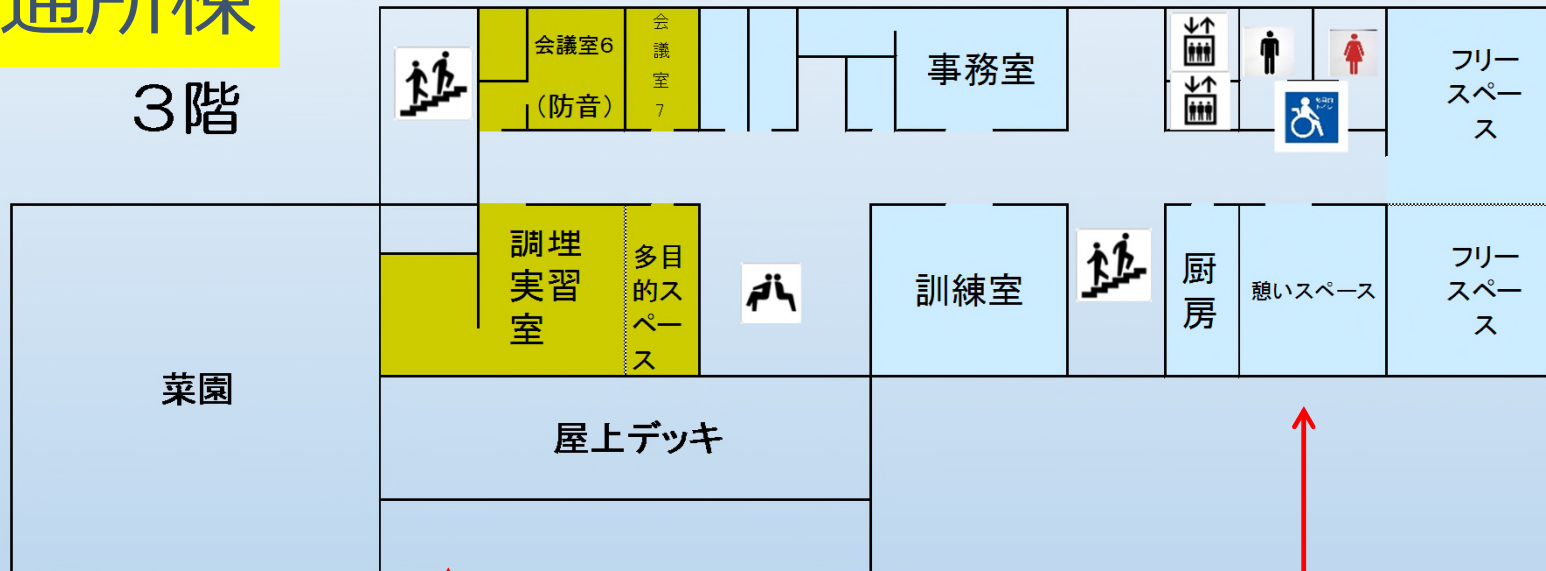


会議室 5

# 東野パティオ（通所棟）

通所棟

3階



地域福祉センター  
(会議室6・7  
調理実習室)

発達障がい者等  
地域活動支援センター  
(Mitte)

# 発達障がい者等地域活動支援センター ミツテM i t t e





訓練室



憩いのスペース



フリースペース



フリースペース

# 地域福祉センター（会議室 6 (防音) 7 調理実習室・多目的スペース）



会議室 6（防音）



会議室 7



調理実習室・多目的スペース

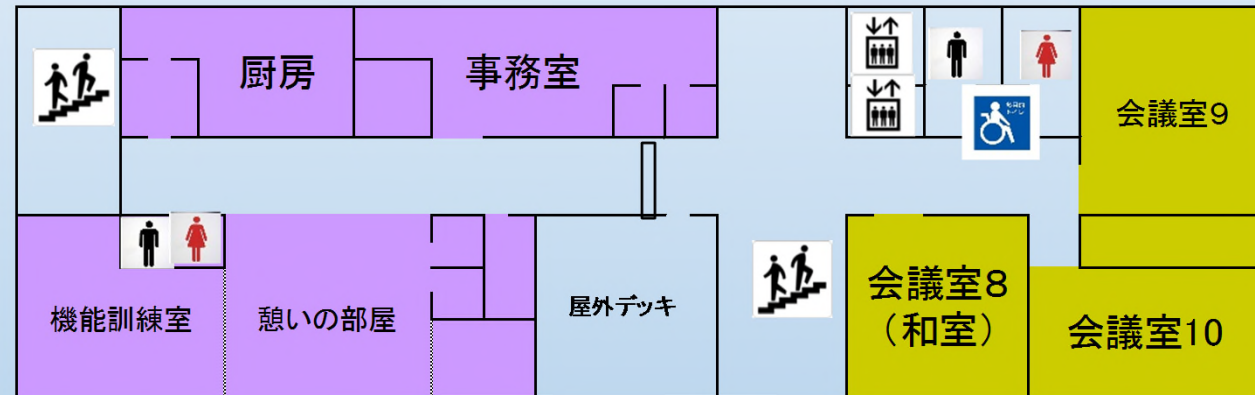


調理実習室・多目的スペース

# 東野パティオ（通所棟）

## 通所棟

通所棟  
4階



ソーシャルサポートセンター

地域福祉センター  
(会議室8～10)

# ソーシャルサポートセンター







憩いの部屋



畳コーナー



厨房

# 地域福祉センター (会議室 8 (和室) 9・10)



会議室 8 (和室)

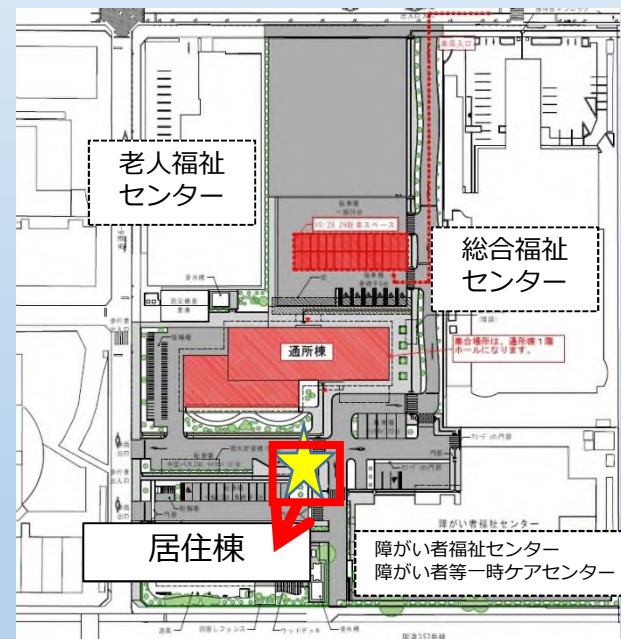


会議室 9  
(ヒアリンググループ)



会議室 10

# 東野パティオ外観



# 居住棟入口



障がい者グループホーム  
短期入所 入口

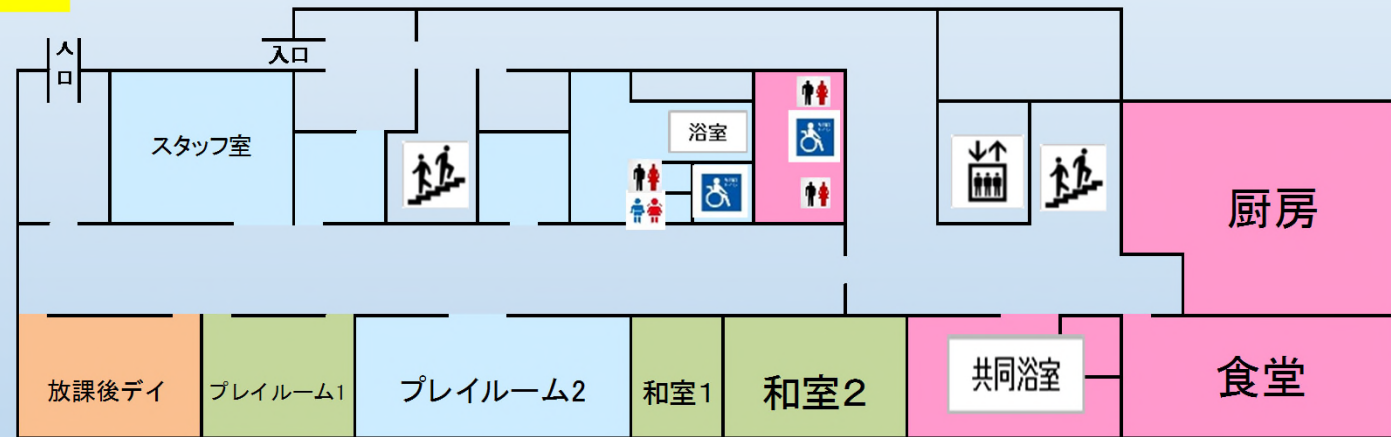


子育て短期支援事業所  
放課後等デイサービス 入口

# 東野パティオ（居住棟）

## 居住棟

1階



放課後等デイ  
サービス

子育て短期  
支援事業

障がい者グループホーム  
短期入所



和室 1



和室 2



多目的トイレ



浴室



プレイルーム



スタッフ室



洗面所

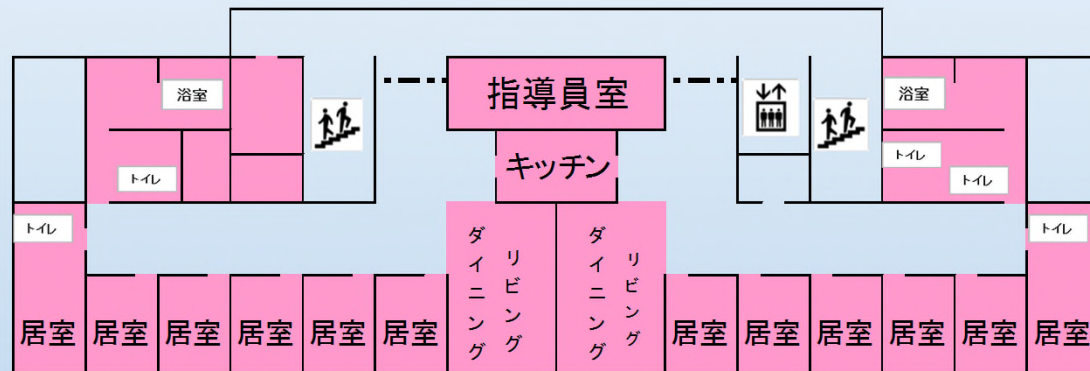


トイレ (子ども用)

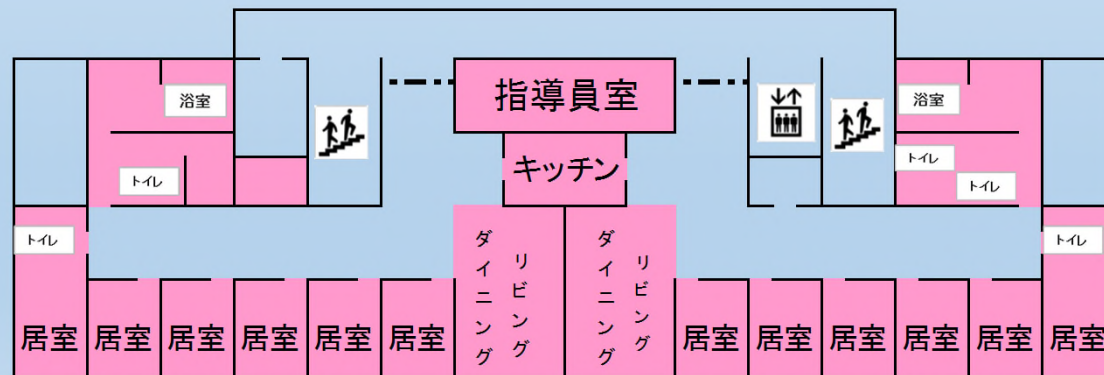
# 東野パティオ（居住棟）

## 居住棟

3階



2階







エレベーター・居室（3F）入口



居室廊下



リビング・ダイニング



キッチン



居室 (トイレ付)



居室1



居室トイレ



浴室 (2・3階)



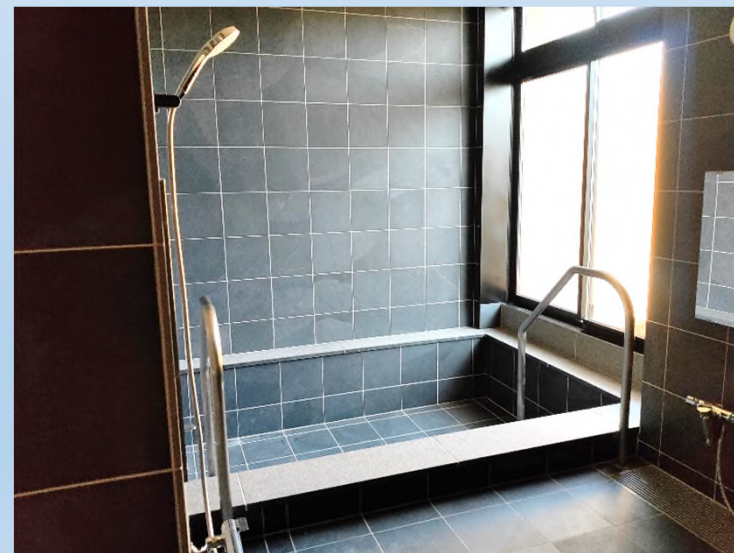
食堂（1階）



食堂厨房



共同浴室（1階）



共同浴室（1階）